

邑久光明園将来構想

平成23年3月

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山

目 次

序章. 将来構想策定の趣旨.....	1
1. 策定の目的	2
2. 策定の方法等	3
1章. 邑久光明園の概要	5
1. 施設の概要	5
2. 入所者の概要	19
3. 施設周辺の概要	25
2章. 各関係者の意向	28
1. 入所者の意向	28
2. 地域住民の意向	31
3. 施設職員の意向	33
4. その他の各種意向	34
5. 意向のまとめ	42
3章. 課題の整理	43
4章. 邑久光明園の将来構想	44
1. 将来ビジョン	44
2. 基本計画	46
5章. 長島全体の将来構想	53
6章. 構想実現に向けての推進体制	55
1. 責任ある推進体制の確立	55
2. 医療・看護・介護の充実と提供拡充に向けた取り組み	55
3. 各種情報の発信と啓発活動の取り組み	55
4. 見直しの必要性	55
5. 将来構想実現の推進体制	56
ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山 規約・名簿	57

序章. 将来構想策定の趣旨

ハンセン病に関する諸問題は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等の促進に関し、2008年(平成20年)6月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(以下「ハンセン病問題基本法」という。)が成立した。

ハンセン病問題基本法では、国に医師、看護師及び介護員の確保等入所者への医療体制の整備及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう規定するとともに、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けている。また、療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等が利用できる規定も盛り込まれた。

こうしたことから、「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」においては、ハンセン病療養所の将来構想の策定に向け積極的に取り組んできたところであるが、2010年(平成22年)5月、瀬戸内市に対し、ハンセン病療養所の将来構想策定に向け事務局体制を行政内部に設置し、将来構想の策定を主導していただきたい旨の要請を行った。

2010年(平成22年)7月には、「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」の規約を制定し、新たな体制として将来構想策定に向け検討を重ねてきた。

本構想は、「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」で検討を重ねてきた内容を基に、入所者に対する終生在園保障に伴う医療や介護など様々な面から施設利用のあり方や療養所として地域への開放に係る基本的な考え方をまとめたものである。

なお、構想実現に向けては、入所者と地域・市民等の関わりを大切に、入所者も地域も療養所を持続的発展拠点として将来安心して暮らすことができるよう短期(概ね3年)、中長期(概ね7年以内)に推進する体制を整備し、取り組むこととする。

1. 策定の目的

瀬戸内市は、邑久町虫明の長島に国立療養所「長島愛生園」と「邑久光明園」を有している。

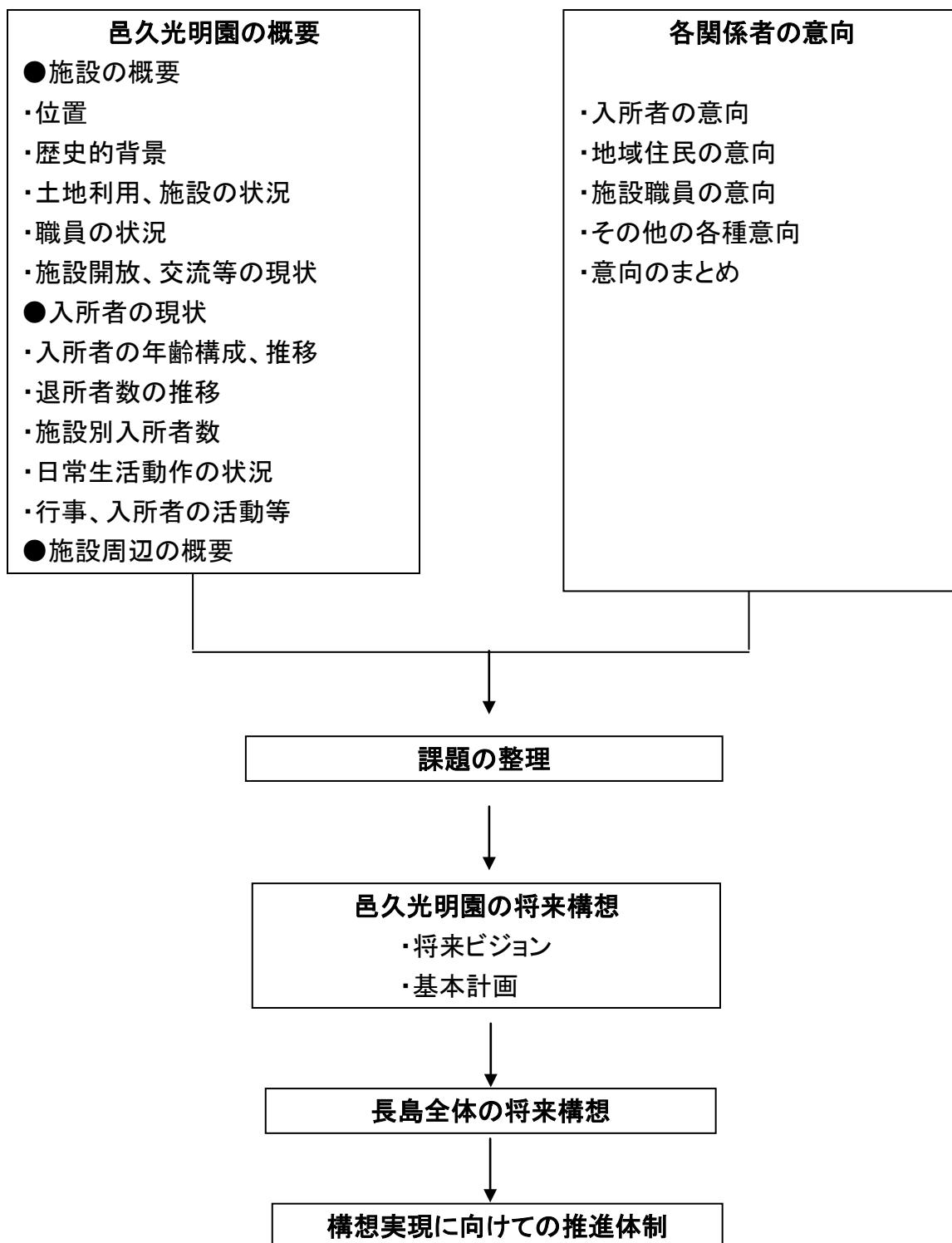
2008年(平成20年)6月に成立したハンセン病問題基本法では、基本理念として、「患者であった者等の受けた被害の回復」、「差別その他権利利益の侵害の禁止」が示されるとともに、「入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができる生活環境の確保」が示され、「国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するなど必要な措置を講ずることができる」ことが位置づけられた。

本構想は、今後とも長島愛生園及び邑久光明園入所者にとって十分な療養及び良好な生活環境を確保するとともに、施設の地域への開放、入所者と地域住民の交流のあり方など、長島愛生園及び邑久光明園並びに長島全体の将来のあり方を検討することを目的とする。

2. 策定の方法等

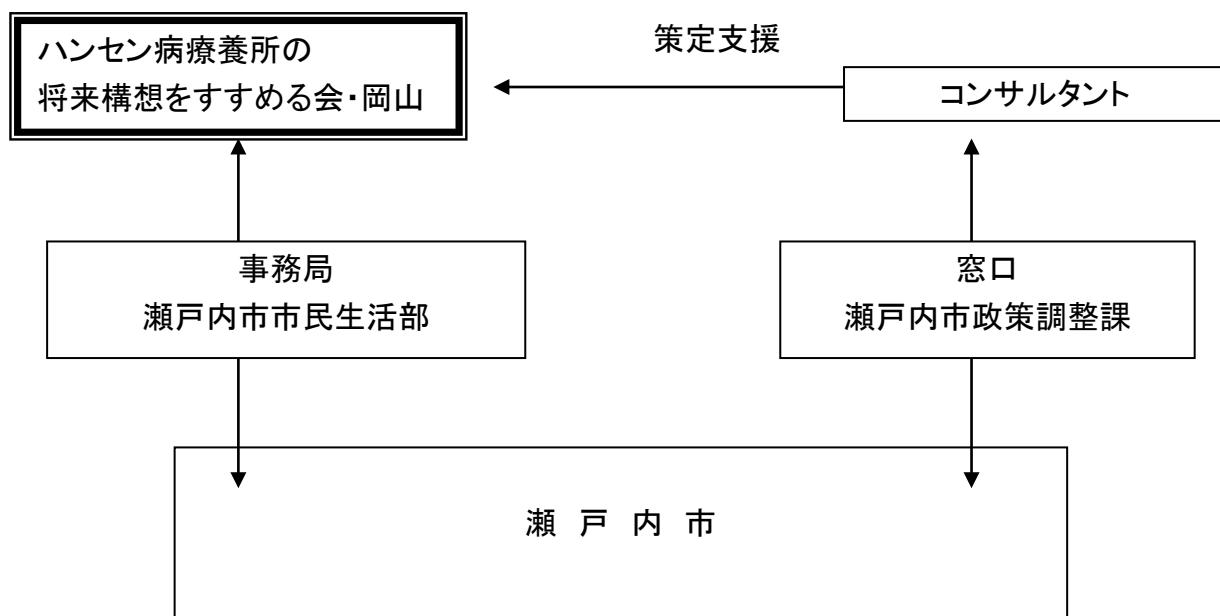
2-1. 策定フロー

策定の流れは、概ね以下のとおりである。



2-2. 策定体制

策定に当たっては、瀬戸内市長を会長とする「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において協議等を行うとともに、関係機関との協議・調整を行いながらとりまとめるものとする。



1章. 邑久光明園の概要

1. 施設の概要

1-1. 位置

邑久光明園は、瀬戸内市邑久町虫明地内の瀬戸内海に浮かぶ長島にある。長島は、島の中央部を境に東西に分かれしており、邑久光明園は島の西部に立地している。また、島の東部には国立療養所「長島愛生園」が立地している。

本土との間には幅 30m 程の海峡があり、昭和 63 年 5 月に「邑久長島大橋」により本土と結ばれた。

■邑久光明園の位置



1-2. 歴史的背景

長島は島内のほとんどが山林で、中部より西側に水田が点在し、大正時代には20世帯余りが住んでいた。ボラ網が有名だったが1960年(昭和35年)頃から衰退し、かわって鴻島との間でカキの養殖が盛んになった。

1927年(昭和2年)に日本初の国立ハンセン病療養所である国立療養所長島愛生園の島内設置が決定した。この際に村有地や民有地のほとんどが国に買収され、従来からの島民はいなくなった。収容人員400名を目標にして1930年(昭和5年)に療養所が完成したが、予定を超えて1943年(昭和18年)には2,000人以上が入所していた。また1938年(昭和13年)には大阪府から公立らい療養所(外島保養院)が長島に移転し、1941年(昭和16年)に国に移管され国立療養所邑久光明園となっている。最も多いときには、1,100人以上が入所していた。

この二つの療養所の施設として、病棟、患者・職員の住宅、作業場、慰安・娯楽施設、看護学校などが建設された。また、以前からの農耕地が患者の農園となった。水道水は本土の吉井川から水管で送られている。本土からわずか30mの距離にありながらハンセン病への差別・誤解によって隔離されていたが、全長185mの邑久長島大橋が1988年(昭和63年)5月9日に開通して本土と陸続きになった。1996年(平成8年)のらい予防法廃止によって患者の入所は義務ではなくたが、長期間の隔離によって退所は困難になっており2010年(平成22年)7月末現在で合計192名が入所している。

■邑久光明園の代表的な歴史的関連施設等の概要は以下のとおりである。

① 邑久長島大橋・大橋架橋記念公園

1930年(昭和5年)に愛生園が開園、1938年(昭和13年)に光明園が復興開園して以来、長島はハンセン病を象徴する島とみなされてきた。本土から島までの距離は、わずか30m足らずであったが、偏見と差別に隔てられ、社会から置き去りにされた入所者にとって本土は手の届かない遠い世界であった。1969年(昭和44年)入所者から「橋をかけよう」との声が上がり、架橋運動がスタートした。これ以降足掛け20年間、地元邑久町を始め岡山県、厚生省等関係機関との協議や署名活動、資金カンパ、国会請願等の運動が進められてきた。長年の関係者の苦労と努力の末、1988年(昭和63年)5月9日、遂に念願の邑久長島大橋が開通した。この橋は「強制隔離を必要としない証」として「人間回復の橋」と呼ばれている。邑久長島大橋が一望できる東屋のある邑久長島大橋架橋記念公園は、岡山県事業で整備された。

② 監禁室

1916年(大正5年)療養所長に懲戒検束権が附与され、1931年(昭和6年)には「国立らい療養所患者懲戒検束規定」が制定、園長の権限で監禁室の使用が認められた。親の不幸で帰りたくても許可が出ず逃走し、やがて帰園した者、松の木を1本切った者、賭博をした者等が監禁室に入れられた。当時この敷地は、入所者の立入禁止区域で今のような道路ではなく、監禁される者は自分で布団を担ぎ、船で監禁室の下の浜に乗せられてきた。特に手錠をかけられることもなく、監視人は夜になると帰っていた。食事は1日1回、2個のにぎり飯と沢あん一切れ、梅干1個と水であった。監禁室は1939年(昭和14年)から1953

年(昭和28年)まで使用され、その後、廃墟となっていたが、2002年(平成14年)5月に歴史的建造物として修復し保存されている。

③ 「藤本とし」文学碑

入所者故「藤本とし」さんは、1929年(昭和4年)4月光明園の前身である外島保養院に入院したが、室戸台風被災のため多磨全生園(東京)に委託転園した。1938年(昭和13年)7月光明園に帰園。1950年(昭和25年)完全失明の頃より隨筆詩作にいそしみ、療友の代筆を得て1955年(昭和30年)から1965年(昭和40年)の間に機関誌「楓」に多くの佳作を発表した。1974年(昭和49年)に隨筆集「地面の底がぬけたんです」として「思想の科学社」より出版。多大の反響を呼び、版を重ねることとなった。この碑は1987年(昭和62年)6月2日(享年86歳)に亡くなられた「藤本とし」さんの遺金により建立した。

④ 光明神社

1940年(昭和15年)初代天皇の神武天皇即位を元年(紀元)とする皇紀2千6百年を記念して、当時は園内東側の丘(現在の宮の段地区の比叡寮・六甲寮のあたり)の松林の中に築かれ、1941年(昭和16年)1月31日に鎮座祭が行われた。

その後、1946年(昭和21年)2月23日GHQの命令により社殿が撤去され、外島保養院から創立45周年にあたる1950年(昭和25年)に再建の話がもちあがり、1954年(昭和29年)5月22日に当初あった現在の宮の段地区に再建された。1976年(昭和51年)9月台風17号の集中豪雨により藪池地区の建物(寮)が甚大な被害を受け、神社を移転し跡地を造成して軽症夫婦者棟を新築することとなり、1977年(昭和52年)8月25日に園内を一望できる高台の現在地に社殿が建設され遷宮された。

⑤ 神谷亭(かみやてい)

「神谷亭」は、愛生園の精神科医長であった「神谷美恵子」氏の夫、神谷宣郎氏(東京大学植物学者)から1980年(昭和55年)に寄贈されたものである。キノコ型の建造物で、中央の柱には神谷美恵子さんが詠まれた「彼らは光明を投げかけてくれる」という詩が書かれており、屋根に降った雨水は、この柱の中を通って排水される仕組みになっている。神谷亭からは、光明園全域の建物や遠くには小豆島等が一望できる。

⑥ 園碑(えんぴ)

園の玄関である管理棟前には、光明園の園碑が建立されている。園碑には光明園の前身である外島保養院時代の歴史、大風水害による施設壊滅から光明園となるまでの歴史が刻まれている。この園碑は1942年(昭和17年)に建立され、1997年(平成9年)までは光明会館北側の位置にあった。

⑦ 中野婦長殉職碑

この碑は、1934年(昭和9年)の室戸台風で園の前身である外島保養院が壊滅(入所者173名、職員・家族14名死亡)した際、我が身を犠牲にしてまでも入所者の救命に全力を尽くし殉職された「中野鹿尾(なかのしかお)」看護婦長を記念して1942年(昭和17年)9月に建てられたものである。中野婦長は、当日いち早く重病棟に出勤し、風雨におびえる病人たちを励まし、避難と決まるや、すぐさま身動きもできない病人を背負い、また、手を引いて堤防へと急ぎ、それは三度にもおよび濁流の迫る中、なお、その水の中に入つて行き、残されている病人を背負い、視覚障がいのある人の手を引いて堤防へ上がろうとした際、高波に飲み込まれ二日後に遺体で発見された。中野婦長は1934年(昭和9年)4月に就職したばかりの看護婦であったが、遺体発見後、災害のあった9月21日付で婦長昇格の任命を受け、殉職死亡退職となつた。

⑧ 恩賜(おんし)会館

恩賜会館の名のとおり、皇太后陛下の御下賜金を基とし、大阪府をはじめ2府10県の連合府県より資金を集めて1941年(昭

和16年)に建てられた。園内の集会所として、自治会関係の集まりに、また短歌会や俳句会等の会合にも頻繁に利用されてきた。内部は正面に壇があり44畳の畳敷きであったが、高齢化とともに車椅子使用者が多くなり、現在は畳敷きを板張りにリフォームし、バリアフリーになっている。

⑨ 薮池(やぶいけ)桟橋・物資搬入通路(トロッコ線)

薮池桟橋は、邑久長島大橋開通以前に使用されていた桟橋で、主に食料品や炭・石炭等物資の荷揚げ用に使われていた。物資搬入通路(トロッコ線)は、1938年(昭和13年)の開園当時から1973年(昭和48年)まで、海路で薮池桟橋に搬入された物資を運び上げるために使用していたもので、園にとって必要不可欠なものであった。

⑩ 光明会館

1939年(昭和14年)建築当初は、約千人収容の礼拝堂兼娯楽室として建立され、各宗団の御本尊や御神体を祀ることが出来るようになっていたことから「礼拝堂」と呼んでいた。その後、各宗団の御堂が別に建立されたことに伴い、「礼拝堂」から「光明会館」の名称に変更された。1956年(昭和31年)に増改築されたが、その後、老朽化が進み1995年(平成7年)に更新築された。現在はボランティアによる公演、総合展示会、カラオケ大会等の各種のイベント会場として使用されている。

⑪ 納骨堂

1942年(昭和17年)京都西本願寺連合婦人会(総裁は貞明皇后陛下の妹)からの寄贈で建立された。当時は戦争中で、物資不足のため「竹筋コンクリート造り」という珍しいものであった。形は六角堂式で屋根には五輪の塔を戴いており1993年(平成5年)に原型のまま、少し大きく更新築された。物故者は仏式・神式を問わず納骨されており、1996年(平成8年)の予防法廃止後は身内の方が遺骨を分骨して持って帰られることもある。納骨者数は、前身の外島保養院時代を含めて3,100柱以上になる。

⑫ 寺町

納骨堂を取り囲むように奥から、日蓮宗・真宗・真言宗・天理教・金光教の順に各御堂が並んでおり、他にキリスト教会堂が敷地の東側の宮の段地区にある。創価学会を含め、全部で7宗団あるが、創価学会の御堂はない。入所者の大半の方は各宗派に属している。毎月1回法要が行われていて、通常は世話人の方が管理されている。

⑬ 御歌碑(みうたひ)

この碑には、1932年(昭和7年)11月10日貞明皇后(昭和天皇の母君)が大宮御所での御歌会で詠まれた御歌が刻まれており、当時このような御歌が詠まれたことは、日本のハンセン病の歴史上では画期的なことであったとされている。初代天皇の神武天皇即位を元年(紀元)とする皇紀2千6百年(1940年(昭和15年))の記念事業として、是非この歌碑を建立しようと「京都・大阪・兵庫・奈良・三重・滋賀・岐阜・福井・石川・富山・鳥取・和歌山」の各府県管下の女子中等学校及び専門学校360校に呼びかけ、賛同いただいた171校の学生生徒有志から1940年(昭和15年)に寄贈された。この碑に使われている石は、高さ12尺、幅6尺、厚さ2尺の讃岐庵治(香川県)の自然石となっている。

⑭ ふじ公園

この場所には、元々は福井県からの寄贈による図書館「福井文庫」があった。現在は南部地区に新しい「図書館」が建てられ、そちらに移転している。ここにある「風と海のなか」の碑は、福井文庫跡地を「ふじ公園」として整備した際に、その記念として2003年(平成15年)に建立された。

⑯ 「らい予防法」違憲国家賠償訴訟勝訴記念の碑

1998年(平成10年)7月、熊本地裁でハンセン病元患者たちによる国家賠償訴訟が起こされた。原告は90年に及ぶ強制隔離政策によって受けた人権侵害に対し、国(行政)・国会(立法)を相手どり、責任の明確化と人間の尊厳の回復を求めた。3年後の2001年(平成13年)5月11日熊本地裁が下した判決は、原告の全面勝訴であった。国の隔離政策を断罪し、国会の不作為まで問うものであった。原告勝訴の翌年、光明園の入所者有志によって、2002年(平成14年)にこの碑が建立された。

⑰ しのびづか公園

昔は死亡しても町の火葬場は使用させてもらはず、園内に火葬場が設けられ、同じ入所者の手によって火葬されていた。開園当初の火葬場は、薮池地区にあったが、1955年(昭和30年)4月にこの地に移設され、1964年(昭和39年)12月から愛生園と共に共同利用になり、2000年(平成12年)12月末日まで使用されていた。この間、両園入所者約1,500有余名を火葬し茶毬^{だま}に伏してきた。亀の甲羅のような形をした「しのび塚」は、ご遺骨の残骨をお納めしている。2006年(平成18年)7月に火葬場跡の公園整備を行い慰靈碑を建立した。慰靈碑には当時の火葬場の写真が刻まれている。

また、2002年(平成14年)に設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」の検証によって、園内に49体の胎児等標本の存在が明らかになり、終生隔離政策によって、この世に生を受けることがなかった49体は、半世紀以上もの長い間、ホルマリン漬けの状態で保存されていた。まさに、人間不在、患者絶滅のハンセン病政策であった。その後、胎児等の慰靈のため、2007年(平成19年)4月にその遺骨を納めた「胎児等慰靈之碑」が建立され、毎年供養祭が行われている。

⑱ 資料展示室

建物は、旧光明学園校舎を利用した資料展示室(2010年(平成22年)開室)で、屋内には昔の夫婦舎の居室を再現した部屋や過去に使用されていた歴史的な物品等が展示されている。旧光明学園は入所者の子どもさんの勉学のため1939年(昭和14年)4月に開校され、先生は入所者の方であった。1947年(昭和22年)に裳掛小・中学校第三分校となってから本校から教師が派遣されてきた。小学校は1959年(昭和34年)に閉校、中学校は1962年(昭和37年)に閉校となった。最も多いときは71名が在籍し、廃校後は畳工場として使用されていた。赤い屋根の建物が双葉寮(外観のみが残っている)で、1939年(昭和14年)6月に子供舎(双葉寮)として建てられたものは、直線型で17.5畳の部屋が6室あり(1室は食堂)、1室に8~9名の少年・少女が中学卒業まで共同生活をしていた。その後、1952年(昭和27年)に現在のコの字型に建て替えられ、1962年(昭和37年)の中学校の閉校とともに閉鎖された。

⑲ 二つの桟橋

東側は「患者桟橋」と呼ばれ、入所者専用として使用されてきた。一方、西側は「職員桟橋」と呼ばれ、園の入口として職員の通勤や来客等の船による玄関であった。1975年(昭和50年)頃より職員・入所者共用で使用するようになったが、1988年(昭和63年)5月の邑久長島大橋開通からは、ほとんど使われていない。

邑久光明園資料から作成

1-3. 沿革

- 邑久光明園の前身は、1909年(明治42年)大阪府西成郡川北村外島に開院された外島保養院であるが、1,000人収容の施設完成を目前にしていた1934年(昭和9年)の室戸台風の風水害により外島保養院は壊滅した。
- その復興の地として、岡山県邑久郡裳掛村虫明の長島に決まり、1938年(昭和13年)に名称を「光明園」に改め開園、委託されていた入所者が順次帰園した。
- 1941年(昭和16年)には国に移管され、名称も「邑久光明園」と改称された。
- 1988年(昭和63年)には長い間世間から隔絶され、離島だった長島に、入所者の強い要望で邑久長島大橋が架けられた。これは「人間回復の橋」と呼ばれている。
- 2005年(平成17年)には天皇皇后両陛下による行幸啓が実現した。
- 2006年(平成18年)には園内に残されていた胎児等の「合同告別式」及び「合同慰靈祭」が挙行された。

年	月	沿 革
明治40	3	法律第11号「癩予防ニ関スル件」公布
明治42	4	大阪府主管による「第三区府県立外島保養院」として、大阪府西成郡川北村外島に開院(京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・三重・福井・石川・富山・滋賀・岐阜・鳥取の2府10県による府県立療養所(公立療養所)、収容定床300床)
昭和6	4	明治40年法律第11号は「癩予防法(法律第58号)」として改正公布
昭和9	9	1,000名収容の施設完成を目前にして、室戸台風の風水害により外島保養院は壊滅し、入所者173名、職員3名、職員家族11名が死亡
昭和10	8	復興の地を岡山県邑久郡裳掛村大字虫明長島に決定
昭和13	4	名称を「光明園」と改め、開園。6月より委託されていた入所者順次帰園
昭和16	7	国に移管され、名称も「邑久光明園」と改称
昭和28	8	「癩予防法(昭和6年法律第58号)」は、「らい予防法(法律第214号)」に改正
昭和63	5	邑久長島大橋(人間回復の橋)開通
平成8	4	「らい予防法」廃止、「らい予防法の廃止に関する法律(法律第28号)」施行
平成10	7	「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」提訴
平成13	5	原告勝訴の熊本地裁判決・政府の控訴断念(5月25日)
平成17	3	ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告書提出
平成17	10	天皇・皇后両陛下による行幸啓の実現
平成18	10	園内に残されていた胎児等の「合同告別式」及び「合同慰靈祭」挙行
平成21	4	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

邑久光明園資料から作成

1-4. 土地利用・施設の状況

- 邑久光明園の敷地面積は、834,314.56 m²、建物延面積は合計、38,228.48 m²となっている。
(平成 22 年 3 月末現在)
- 建物延面積の内訳は、病棟部門 19,349.65 m²、外来部門 905.57 m²、診療部門 801.24 m²、供給部門 1,647.64 m²、その他部門 7,156.60 m²、管理部門 4,391.66 m²、宿舎部門 3,976.12 m²となっている。

■ 施設規模

敷地面積	834,314.56 m ²
建物延面積	38,228.48 m ²
病棟部門	19,349.65 m ²
外来部門	905.57 m ²
診療部門	801.24 m ²
供給部門	1,647.64 m ²
その他部門	7,156.60 m ²
管理部門	4,391.66 m ²
宿舎部門	3,976.12 m ²

邑久光明園資料から作成

■ 施設機能の概要

医療部門	内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科、麻酔科 医療法承認病床数 513床(H22.2.1～) 通達定床 226床 入所患者数 194名(男96、女98)(平成22年7月1日現在)<平均年齢81.96歳>
看護・介護部門	病棟、老人センター、ユニットケア、治療棟、不自由者棟(第1不自由者棟、第2不自由者棟、第3不自由者棟)
福祉部門	軽症者棟(南部地区、宮の段地区)
サービス部門	給食棟(建替え予定)、汽缶棟、施設管理棟、受電棟、理美容室、洗濯室、自動車車庫、入所者自治会事務所
管理部門	庶務課、会計課、福祉課
その他	資料展示室、光明会館、恩賜会館、売店、郵便局、保育所、邑久長島大橋、監禁室、光明神社、寺町、納骨堂、ふじ公園、しのびづか公園、図書館

邑久光明園資料から作成

■診療・介護・生活施設

		完成年月	構 造	建設面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	備 考
①	第 2 治 療 棟	S58.3.31	RC2F	633.87	1,165.88	
②	第 3 治 療 棟	S56.7.27	RC1F	972.46	972.46	
③	機 能 訓 練 棟					

		完成年月	構 造	建設面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	医療法 病床数	備 考
病 棟	④ 病 棟	H3.3.15	RC1F	1,333.27	1,333.27	69	
	⑤ 老人センター	H8.6.13	RC1F	1,277.69	1,277.69	28	
	小計			2,610.96	2,610.96	97	
不自由者棟	⑥ 第1不自由者棟	H10.5.27～H17.6.10	RC1F	4,593.62	4,593.62	79	12棟
	⑦ 第2不自由者棟	S59.10.8～H22.2.2	CB1F、S1F、PC1F	4,133.29	4,133.29	63	11棟
	⑧ 第3不自由者棟	S55.10.8～H22.2.2	CB1F、RC2F、PC1F、DC3F	3,104.56	4,468.14	111	8棟(ユニットケア含む)
	⑨						
	⑩						
	小計			11,831.47	13,195.05	253	
軽症者棟	⑪ 南部地区	S59.3.27～H16.3.30	CB1、RC1	2,418.90	2,418.90	65	9棟
	⑫ 宮の段地区	S53.3.21～S60.2.20	CB1	2,011.98	2,011.98	86	8棟
	⑬						
小計				4,430.88	4,430.88	151	
合 計				18,873.31	20,236.89	501	

■主な福利厚生施設

		完成年月	構 造	建設面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	備 考
⑭	福 祉 会 館	S58.12.20 S61.10.31 H元.3.1	RC1F RC2F CB1F	521.18	667.38	老人福祉会館、 盲人会館、自治会館
⑮	公 会 堂	S16.10.15 H7.3.29	W1F RC2F	889.08	924.67	光明会館、恩賜会館
⑯	屋 内 訓 練 棟	H15.9.16	S1F	90.00	90.00	
⑰	福 利 厚 生 棟	H14.3.27	RC1F	282.16	282.16	
⑱	面 会 人 宿 泊 所 等	H6.3.28 H14.3.27	CB1F RC1F	526.28	526.28	福祉会館、面会宿泊、 理美容棟

邑久光明園資料から作成

邑久光明園全景写真



邑久光明園配置図



1-5. 職員の状況

- 職員の状況は、平成 22 年 7 月 1 日現在で、285 人(うち賃金職員 64 人)である。
- 内訳は、行政職(一)が 23 人(うち賃金職員 8 人)、行政職(二)135 人(うち賃金職員 54 人)、指定職が 1 人、福祉職が 1 人、保育士が 2 人、医療職(一)が 9 人、医療職(二)が 14 人、医療職(三)が 100 人となっている。
- 職員の推移は、定員内職員、賃金職員ともにほぼ横ばい状況である。

■職員の状況(平成22年7月1日現在)

		定 員	職員数		現員計	備考
			定員内職員	定員外職員		
				非常勤職員	賃金職員	
行政職 (一)	事務部長	1	1			1
	事務(課)長	3	3			3
	事務長(課長)補佐	1	1			1
	班長係長	6	6			6
	専門職					
	技術職員					
	主任	3	1			1
	一般職員	1	3		8	11
	計	15	15		8	23
行政職 (二)	技能職員(甲)			1		1
	技能職員(乙)	82(61)	80		53	133
	労務職員(乙)				1	1
	計	82(61)	81		54	135
指定職	院(所)長	1	1			1
	副(分)院(所)長					
	計	1	1			1
福祉職	保育士	(2)			2	2
	専門職	1	1			1
	計	1(2)	1		2	3
医療職 (一)	院(所)長					
	副(分)院(所)長	1	1			1
	部長					
	医長	5	4			4
	医師・歯科医師	4	4			4
	計	10	9			9
医療職 (二)	薬剤科長	1	1			1
	薬剤師	2	2			2
	診療放射線技師	1	1			1
	臨床検査技師	3	3			3
	栄養士	2	2			2
	理学(作業)療法士	5	4			4
	視能訓練士					
	歯科技工士	1	1			1
	計	15	14			14
医療職 (三)	看護部長	1	1			1
	副看護部長	1	1			1
	看護師長	8	8			8
	副看護師長	4	4			4
	看護師・准看護師	89	86			86
	計	103	100			100
	合 計	227(63)	221		64	285

定員欄の()内は、賃金職員の別掲

邑久光明園資料から作成

■職員の推移(各年5月1日現在)

※定員:定員内職員 賃金:賃金職員(定員外職員) 単位:人

区分	H12		H13		H14		H15		H16		H17	
	定員	賃金										
行政職 (一)	18	9	17	9	16	10	16	9	16	9	15	9
行政職 (二)	117	49	118	49	118	50	114	55	114	54	113	55
行政職 計	135	58	135	58	134	60	130	64	130	63	128	64
指定職	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
医療職 (一)	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	9	0
医療職 (二)	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
医療職 (三)	82	0	84	0	86	1	89	4	87	1	88	0
医療職 計	104	0	106	0	108	1	111	4	109	1	109	0
福祉職	0	2	0	3	0	3	0	4	1	2	1	2
合計	240	60	242	61	243	64	242	72	241	66	239	66

区分	H18		H19		H20		H21	
	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金
行政職 (一)	15	9	15	9	15	9	15	9
行政職 (二)	110	54	104	54	94	54	89	55
行政職 計	125	63	119	63	109	63	104	64
指定職	1	0	1	0	1	0	1	0
医療職 (一)	9	0	9	0	9	0	9	0
医療職 (二)	11	0	11	0	13	0	14	0
医療職 (三)	93	0	94	0	93	0	94	0
医療職 計	113	0	114	0	115	0	117	0
福祉職	1	2	1	2	1	2	1	1
合計	240	65	235	65	226	65	223	65

邑久光明園資料から作成

1-6. 施設開放、交流等の現状

(1) 外来診療の状況

- 平成20年度の診療実績をみると、入所者が全体の98.8%、その他(賃金職員、看護学生、共済)が1.2%となっている。

■ 診療科別延患者数(平成20年度)

単位:人、%

区分	内科	外科	皮膚科	眼科	耳鼻咽喉科	整形外科	歯科	その他	計
入所者	5,010 98.6	2,708 99.4	321 91.7	6,234 99.8	446 93.9	1,013 97.0	3,827 97.8	2,590 100.0	22,149 98.8
地域住民	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
退所者	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	71 1.4	16 0.6	29 8.3	13 0.2	29 6.1	31 3.0	88 2.2	0 0.0	277 1.2
計	5,081 100.0	2,724 100.0	350 100.0	6,247 100.0	475 100.0	1,044 100.0	3,915 100.0	2,590 100.0	22,426 100.0

※診療科中の「その他」はリハビリ、健康診断、保健指導、泌尿器科、神経内科などの合計

邑久光明園資料から作成

■ 月別延患者数(平成21年度)

単位:人

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
入所者	1,772 98.3	1,668 98.1	1,959 98.7	1,844 98.7	1,625 98.8	1,696 98.9	1,782 98.5	1,702 99.2	1,585 98.8
地域住民	0 0.0								
退所者	0 0.0								
その他	30 1.7	32 1.9	25 1.3	24 1.3	20 1.2	19 1.1	28 1.5	13 1.5	19 0.8
計	1,802 100.0	1,700 100.0	1,984 100.0	1,868 100.0	1,645 100.0	1,715 100.0	1,810 100.0	1,715 100.0	1,604 100.0

区分	1月	2月	3月	計	1日平均患者数
入所者	1,724 98.6	1,653 99.0	2,060 98.9	21,070 98.7	86.7 98.7
地域住民	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.0 0.0
退所者	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0.0 0.0
その他	24 1.4	17 1.0	22 1.1	273 1.3	1.1 1.3
計	1,748 100.0	1,670 100.0	2,082 100.0	21,343 100.0	87.8 100.0

※外来診療実日数 243日

(2)宿泊施設の利用状況

- 平成 21 年度の宿泊施設利用状況をみると、退所者や他園入所者以外の利用がほとんどで、退所者の利用は 1 人のみとなっている。

■月別宿泊施設延利用数(平成21年度)

単位:人、%

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
退所者									
他園入所者									
その他	26 100.0	69 100.0	45 100.0	43 100.0	135 100.0	39 100.0	58 100.0	31 100.0	47 100.0
計	26 100.0	69 100.0	45 100.0	43 100.0	135 100.0	39 100.0	58 100.0	31 100.0	47 100.0

区分	1月	2月	3月	計
退所者				
他園入所者		1 5.0		1 0.2
その他	54 100.0	19 95.0	82 100.0	648 99.8
計	54 100.0	20 100.0	82 100.0	649 100.0

※面会宿泊所(個室)利用可能 9部屋 20名

※かえで会館 8部屋 40名

(3)来園者の状況

- 平成21年度の来園者の状況をみると施設見学1,956人(うち団体76)、訪問交流656人(うち団体60)であり、2,612人(うち団体136)が来園している。

■月別来園者数(平成21年度)

単位:人

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
施設見学	(3) 161	(3) 91	(6) 137	(6) 140	(14) 307	(7) 229	(8) 259	(11) 258	(2) 47
訪問交流	(4) 48	(4) 68	(4) 35	(6) 65	(3) 8	(5) 67	(4) 25	(9) 74	(2) 35
スポーツ 交流									
計	(7) 209	(7) 159	(10) 172	(12) 205	(17) 315	(12) 296	(12) 284	(20) 332	(4) 82

区分	1月	2月	3月	計
施設見学	(4) 114	(6) 92	(6) 121	(76) 1,956
訪問交流	(3) 28	(5) 30	(11) 173	(60) 656
スポーツ 交流				
計	(7) 142	(11) 122	(17) 294	(136) 2,612

※団体数は()書き

邑久光明園資料から作成

2. 入所者の概要

2-1. 入所者の年齢構成、推移

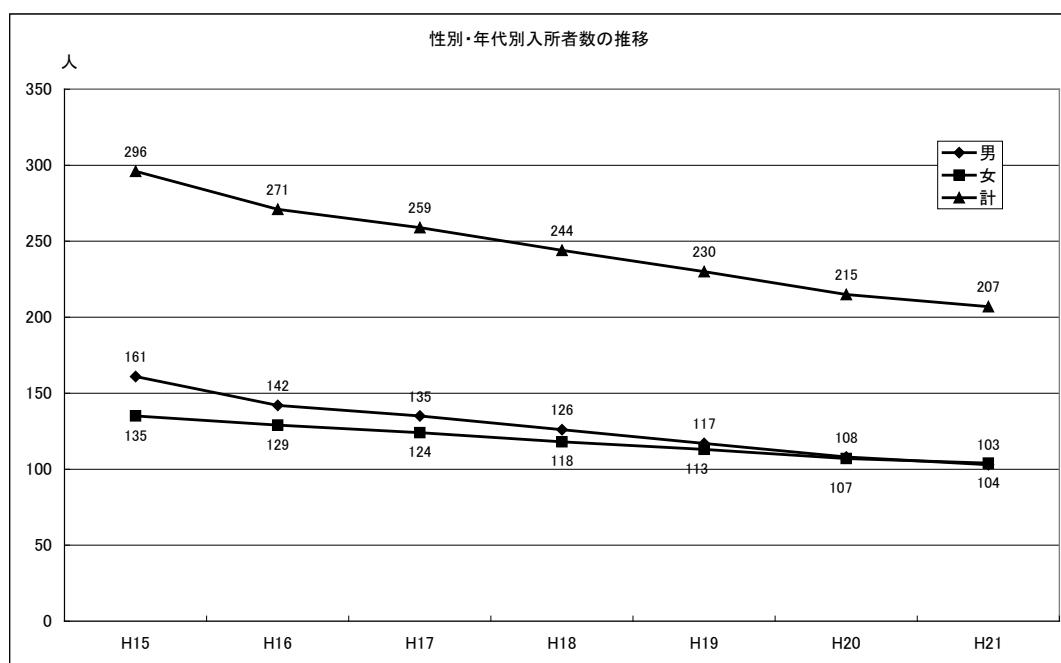
- 入所者数は、平成 21 年 4 月 1 日現在 207 人となっており、年齢構成で見ると 80 歳以上の入所者が、全体の 56%を占めている。

■性別・年代別入所者数の推移

年 代 (歳)	H15年			H16年			H17年			H18年			H19年			H20年			H21年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	35~39		0			0			0			0			0		0			0	
40~44		0			0			0			0			0		0			0		
45~49		0			0			0			0			0		0			0		
50~54		0			0			0			0			0		0			0		
55~59	3	3	6	3	2	5	2	2	4	2	0	2	2	0	2	1	0	1			0
60~64	10	3	13	4	3	7	3	3	6	3	4	7	1	3	4	0	2	2	1	2	3
65~69	18	17	35	17	15	32	14	10	24	9	8	17	9	4	13	9	4	13	5	3	8
70~74	36	26	62	29	21	50	21	20	41	21	17	38	17	20	37	17	18	35	17	16	33
75~79	37	30	67	34	28	62	39	29	68	35	27	62	33	24	57	31	23	54	27	20	47
80~84	29	39	68	29	40	69	27	31	58	23	33	56	25	27	52	26	28	54	30	26	56
85~89	17	10	27	17	14	31	20	20	40	23	20	43	17	28	45	13	27	40	14	29	43
90~94	10	4	14	8	4	12	8	7	15	8	8	16	9	6	15	7	4	11	6	5	11
95歳以上	1	3	4	1	2	3	1	2	3	2	1	3	4	1	5	4	1	5	3	3	6
計	161	135	296	142	129	271	135	124	259	126	118	244	117	113	230	108	107	215	103	104	207

※数値は各年4月1日現在の入所者数である

- 性別・年齢別入所者の推移は、年々減少傾向にあり、男女別に見ると、平成 21 年ではほぼ同人数となっている。



2-2. 退所者数の推移

- 退所者の推移をみると、平成 14 年度は退所者給与金事業のスタートもあってか軽快退所者 12 人となっている。

■退所者数の推移

単位:人

	軽快	死亡	在・転	計
H11年度	3	11	1	15
H12年度	0	12	4	16
H13年度	4	11	1	16
H14年度	12	12	2	26
H15年度	7	18	1	26
H16年度	3	9	3	15
H17年度	0	15	1	16
H18年度	0	14	0	14
H19年度	6	9	2	17
H20年度	0	8	0	8
H21年度	0	13	3	16

邑久光明園資料から作成

2-3. 施設別入所者数

- 施設別入所者数は平成 22 年 9 月 1 日現在、医療法病床数 513 床に対し、入所者数 192 人となっている。
- 内訳は、病棟が医療法病床数 97 床に対し、入所者数 40 人、不自由者棟が医療法病床数 254 床に対し、入所者数が 112 人、軽症者棟が医療法病床数 162 床に対し、入所者数 40 人となっている。

■ 施設別入所者数(平成 22 年 9 月 1 日現在)

		医療法 病床数 (床)	入所者数(人)		備 考
			構成比 (%)	病床数に 対する割合 (%)	
病 棟	病棟	69	19	9.9	27.5
	老人センター	28	20	10.5	71.4
	小 計	97	39	20.4	40.2
不自由者棟	第1不自由者棟	79	40	20.9	50.6
	第2不自由者棟	75	40	20.9	53.3
	第3不自由者棟	82	23	12.0	28.0
	なごみ(ユニットケア)	18	7	3.7	38.9
	小 計	254	110	57.6	43.3
軽 症 者 棟		162	42	22.0	25.9
合 計		513	191	100.0	37.2

邑久光明園資料から作成

2-4. 日常生活動作の状況

- 日常生活動作(ADL)の状況をみると、「特重」が 66 人、「重」が 34 人となっている。棟別でみると、不自由者棟では「特重」28 人、「重」29 人、病棟では「特重」38 人、「重」3 人となっている。
 - 項目別でみると、「排泄」、「身の回りの整理」、「歩行」、「入浴」、「行動範囲」といった項目で不自由度点数が高くなっている。
 - 身体障害の状況をみると、入所者全員が何らかの障害を有している状況にあり、障害程度別の入所者数をみると、上肢や下肢の肢体不自由が多くなっている。

■ 棟別入所者数等(平成 22 年 9 月 1 日現在)

单位:人

区分		収容可能数	入所者数						看護師 (准看護含む)	介護員	備考
			特重	重	中	軽	一般	計			
不自由者棟	独身者棟	128	18	15	14	5	0	52			第1・2・3不自由者棟
	夫婦者棟	108	10	14	17	9	1	51			
	計	236	28	29	31	14	1	103	35	(33) 87	
軽症者棟	独身者棟	20	0	1	2	3	3	9			南部、宮の段
	夫婦者棟	142	0	1	7	18	7	33			
	計	162	0	2	9	21	10	42	0	0	
病棟	独身者棟										病棟、老人センター、なごみ(ユニットケア)
	夫婦者棟										
	計	86	38	3	3	1	1	46	44	(8) 8	
外来(治療棟)									20	(1) 1	
看護部長室									3		
その他									1		医療安全管理室
合計		484	66	34	43	36	12	191	103	(42) 96	

※1 不自由度区分は国立ハンセン病療養所入所者調査の区分による

※2 「配置職員」欄には賃金職員の数を上段に再掲する

注:第3不自由者棟の中に「なごみ(ユニットケア)」がある

職員の内訳が出せないため、職員数は不自由者棟で計上

「なごみ(ユニットケア)」の入所者は病棟で計上している

邑久光明園資料から作成

■不自由度・介護度調査集計表(平成 22 年 9 月 1 日現在)

<不自由度 ADL 項目別>

単位:人

区分	整理	歩行	入浴	更衣	食事	範囲	起居	排泄	会話
状況5	50	50	49	32	11	47	14	22	5
4	35	52	25	19	28	29	17	9	21
3	37	21	19	22	31	19	21	159	19
2	49	23	27	34	33	36	38	0	15
1	13	31	55	59	52	42	75	0	67
0	7	14	16	25	36	18	26	1	64

※不自由度区分は、国立ハンセン病療養所入所者調査区分による

邑久光明園資料から作成

■身体障害別障害程度別入所者数(平成 22 年 9 月 1 日現在)

単位:人

障害程度等級 身体障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚 (うち歩行可能者)	34 (20)	20 (17)	13 (12)	18 (18)	9 (9)	86 (86)		180 (162)
聴覚		5	11	22		33		71
平衡			13		59			72
音声			7	5				12
上肢		94	32	22	9	16	18	191
下肢	6	58	17	17	27	27	29	181
体幹		11	1		6			18
心臓	1		5	2				8
腎臓	1			2				3
呼吸器	2		2	10				14

※障害程度等級は「身体障害者福祉法」の「身体障害者障害程度等級表」による

邑久光明園資料から作成

2-5. 行事、入所者の活動等

- 出版物としては、「楓」(邑久光明園機関誌)、「白杖」(盲人会誌)を定期的に発行しており、入所者の評論・詩・俳句・川柳・隨筆・短歌等が掲載され発表の場として、関係者をはじめ、多くの方々にも愛読されている。
- 趣味としては、手芸・盆栽・生け花・カラオケ・書道・陶芸・絵画・写真等のクラブがある。毎年 11 月の総合展示会には、入所者及び職員の作品が光明会館内に展示され、多くの方が来館される。
- 宗教に関しては、入所者の信仰は自由であり、各宗派の建物が納骨堂を囲むように設置されている。宗派毎、定期的に行事が行われる。

3. 施設周辺の概要

(1) 自然、歴史文化資源

①自然資源

- 地勢は、市西部を吉井川が流れ、平野部には市街地と田園地帯が広がり、東部地域や海岸部は丘陵地帯となっている。また、南部は瀬戸内海に面し、島しょ部や海岸等の自然景観に恵まれている。瀬戸内式気候に属し、降水量が少なく、温暖で、降雪はまれであり、降霜期間も短く過ごしやすい気候となっている。
- 太平山、妙見山、玉葛山、四辻山と続く標高 260m 級の山々が連なり、大雄山(大賀島)山系に続いており、大部分が丘陵地帯である。地域の中北部から西部にかけては「千町平野」と呼ばれる平野が広がっている。
- 瀬戸内海に面した虫明の港から東西を貫く谷筋があり、長島をはじめ、木島や段島などの島々も含まれている。古くから名勝として知られて数多くの和歌が詠まれている。
- 虫明湾は、養殖力キが盛んである。

②歴史文化資源

- 邑久地域における歴史文化資源としては、指定文化財49件となっている。
- 長島には、史跡として伊木氏墓碑がある。
- 公民館を拠点として、文化・芸術のサークルグループが活発に活動し、豊かな地域文化を育んでいる。

(2) 土地利用の状況

- 邑久地域の地域面積 68.71 km² 農地、山林約 53%、農地約 33%、宅地約 7%、その他約 7% であり、自然的土地利用が大半である。
- 土地利用現況を概観すると、地域の西端を流れる吉井川及びその支流千町川、千田川の川沿いに平坦地が開け、市街地や水田地帯として利用されている。
- 山林については、市を東西方向に横断する形で広がっており、山林・原野の面積は全面積の約 4 割を占めている。また、牛窓地域の前島などの島しょ部では良好な自然環境が広がっており、瀬戸内海国立公園に指定されている。さらに、錦海湾に面しては、塩田跡地が広がっている。

(3) 産業

- 邑久地域の農業については、千町平野を中心とした稲作、裏掛地区を中心とした果樹、野菜などがあり、生産、維持・増進に努めている。また、農道、農業用水などの生産基盤や自然と調和した農村環境の整備、さらに意欲のある認定農業者、新規就農者の確保・育成を図っている。漁業においては、カキ養殖を中心として順調に成長してきたが、漁業環境の悪化、後継者不足など水産業を取り巻く環境は厳しいものがある。
- 邑久地域の商工業については、手作り特産品などの工房型店舗や、高齢者・女性向けサービスが充実した店づくりなどを進め、消費者の多様なニーズに応える商業振興を図ってい

る。また、企業誘致の推進、新地域産業の育成、雇用の創出を柱にまちの活性化を図っている。その他、カキなどを活かした特産品や加工品の開発にも力を入れている。

- 邑久地域については、宿泊施設が少ないものの、物産直売所や展望所のある岡山ブルーライン道の駅「黒井山グリーンパーク」、「一本松展望園」、世界的に有名で高い評価を得ている漂泊と叙情の画家竹久夢二の生家などがあり、季節を問わず多くの観光客が訪れている。

(4)交通

- 瀬戸内市内の道路は、市を東西に走る岡山ブルーラインを中心に、県道の飯井宿線、備前牛窓線、西大寺備前線、岡山牛窓線、瀬西大寺線、さらには北端を走る国道2号によって基幹が形成され、東西方向の広域基幹道路を南北方向の道路がはしご状に結ぶ道路網となっている。岡山ブルーラインについては、インターチェンジの新設・改良などにより交通量も増加し、市の基幹道路として重要な役割を担っている。公共交通機関では、JR赤穂線が西端部を走り、岡山市や備前市、赤穂市と結ばれ、市内には大富駅、邑久駅、長船駅の3駅がある。バスは、民間2社による路線網が敷かれている。

(5)社会状況

①人口・世帯の状況

- 瀬戸内市の 2005 年(平成 17 年)国勢調査では、邑久地域の世帯数は 6,674 戸、人口は 19,230 人である。

○年齢別人口は 15 歳未満が 2,515 人、15~64 歳が 11,367 人、65 歳以上が 5,267 人である。

○就業人口は第 1 次産業が 1,313 人、第 2 次産業が 2,708 人、第 3 次産業が 5,103 人である。

②主要公共公益施設の立地状況及び施策

- 邑久地域については、特定環境保全公共下水道事業による邑久処理区(16,900 人)が平成 21 年度に一部供用開始しており、農業集落排水整備事業による尻海処理区(414 戸、1,310 人)についても 21 年度末に供用開始している。

○健康づくりについては、市民が生活習慣を点検・改善し、健やかな暮らしを継続できるよう、関係機関と連携するなど健康づくりのための体制を整え、母子保健、成人・老人保健、感染症予防、精神保健等の各種事業を展開している。

○邑久地域については、瀬戸内市立市民病院、裳掛診療所(内科)と一般診療所12カ所(特別養護老人ホーム錦海荘を除く。)、歯科診療所7カ所の合計21カ所がある。瀬戸内市立市民病院は、内科、外科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科、麻酔科の9科を有し、医師数は常勤7名、非常勤7名となっている。平成20年度の病院再編により入院機能を集約し、80床から110床へ増床したほか、人的資源を集中するなど、医療の質を高めている。

○確かな学力の定着を目指すとともに、学年を超えた交流や地域の人々との交流等も実施しながら、地域への愛着を深め、人権の尊重と心豊かでたくましく生きる力の育成に努めている。

○医療、福祉・保健関連施策

福祉活動については、社会福祉協議会等関係機関とも連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談事業等を実施するとともに、地域福祉ネットワークをつくることにより福祉ニーズの把握と総合的な施策の推進を図っている。高齢者に対しては、地域包括支援センターを中心に継続的・効果的な介護予防サービスを提供するとともに、高齢者の生きがい対策や地域ケアの推進等により、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を進めている。

子育て支援については、まちの未来を担う子どもたちがすくすくと育つために、子育てに関する悩みや不安を解消するとともに、共働き家庭の多様化する保育ニーズに対応するため、通常保育のほか延長保育や一時保育、障害児保育など保育サービスの充実を図っている。

障がいのある人に対しては、ノーマライゼーションの理念のもと、自立した生活の確保と社会参加の促進を図っている。また、生活に困窮する人に対しても、適正な福祉サービスの提供と自立支援プログラムに沿った支援を行うなど、自立の促進に努めている。

2章. 各関係者の意向

1 入所者の意向

(1) 第1回入所者の意向:平成22年8月30日

キーワード	
医療・看護・介護が最適な状況に各歴史的施設の維持管理を国で	<ul style="list-style-type: none">・現在の入所者に医療・看護・介護が最適な状況にしてほしい。入所者のための施設と地域住民のための施設は別に検討してほしい。・納骨堂をはじめ各歴史的施設の維持管理を国で継続的にやってほしい。
国の責任で維持保管	<ul style="list-style-type: none">・資料展示室(学校跡)、邑久長島大橋、監禁室、しのびづか公園、藤本とし文学碑、恩賜会館、藪池桟橋・物資搬入通路(トロッコ線)納骨堂等を国の責任で維持保管していただきたい。・地域のニーズにあった福祉施設(特養、老健、介護施設)の誘致を行う。
医療福祉関連の施設	<ul style="list-style-type: none">・人権教育関連は長島愛生園で行い、邑久光明園は医療福祉関連の施設として残していただきたい。
散策道路の整備	<ul style="list-style-type: none">・桜、楓、もみが周辺にあり、散策道路の整備を行い歴史的施設の学習を含めて回遊していただきたい。
市に管理委託を	<ul style="list-style-type: none">・国の責任において維持を、市に管理委託をしていただくことがこれからの方針であると思う。
眺めの良い場所	<ul style="list-style-type: none">・散策回遊道路に眺めの良い場所をつくり瀬戸内海景観のすばらしさをみていただきたいし、セラピーとしても効果がある。
地域の医療機関の方向で	<ul style="list-style-type: none">・地域の医療機関の方向で進めながら入所者が最後まで医療が受けられるようにしていただきたい。
臨床研究業績を活用	<ul style="list-style-type: none">・ハンセン病に関する臨床研究の業績が多くあり、これを活かす方向を検討してほしい。
偏見・差別の啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・当園のハンセン病に対する偏見・差別の啓発活動は高い評価を受けており、これを継続的に進める体制が必要である。
アジア各地のための活動拠点	<ul style="list-style-type: none">・アジア各国からの研修生も受け入れており、アジア各地でのハンセン病のための活動拠点となるといい。

(2) 第2回入所者の意向:平成22年9月16日

キーワード	
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・医療機関としての存続を重点的にお願いしたい。
リハビリ棟の拡充	<ul style="list-style-type: none">・リハビリ棟の拡充をおこなってほしい。
外来診療を地域に浸透	<ul style="list-style-type: none">・外来診療を地域に浸透することが必要である。
医療福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・邑久光明園施設の利用実態・利用意向等については医療福祉施設として進めている、散策遊路や人権教育の場としても検討してほしい。・福祉施設、教育施設の設立が望まれる。

国の維持管理を	・納骨堂、歴史建造物、長島大橋、監禁室、資料室等の維持管理を国に要望する。
特別養護老人施設、老健・介護施設	・特別養護老人施設(県の許可)、老健・介護施設(瀬戸内市の許可)の誘致を検討してほしい。
研修棟の充実	・研修棟の充実と活用をすすめてほしい。
CTを地域へ開放	・高度医療装置の CT(コンピューター断層撮影装置)・骨密度測定装置等を地域の住民に開放し、利用してもらいたい。
広場づくり	・邑久光明園入所者との交流については、神戸大大学院の ESD ボランティア塾ほらばんの活動をスタートさせ、また地域交流の場として「集いの広場」づくりをすすめている。
園を知つてもらう取り組み	・地元から啓発、まず園を知つてもらう取り組みが必要である。 ・ハンセン病の理解を広げるための取り組みは、啓発・教育・研究活動にかかわる連携をおこなってほしい。
コンパクトである特徴を	・施設全体がコンパクトである特徴を今後いかしてほしい。 ・長島大橋を渡るとすぐにある施設なので、市と連携しながら動くことが重要である。 ・遊歩道の整備を進めているのでワークキャンプ学習がおこなえるように、集いの広場、古道の復元、海岸清掃等を推進してほしい。

(3) 第3回入所者の意向:平成 22 年 10 月 14 日

キーワード	
現状の医療が落ちない	・入所者が 50 人未満になつても療養所を今のまま継続してもらいたい。 ・現状の医療が落ちないようにしてほしい。 ・どんな人数になつても介護・看護レベルが落ちないようにしてほしい。 ・センターの介護員がだんだん少なくなっているので、補充をしていただきたい。 ・50 名ぐらいになった時、大きな老人ホームをつくってほしい。
老人ホーム	・外部の一般老人ホームもつくつてもらいたい。 ・委託医療を充実すると同時に、ここでの治療・看護ができるようにしてもらいたい。 ・第 3 センターでの人員不足が身近な生活の中で困っているので、対応していただきたい。 ・このまますとこの園にいたい、他の園等の合併はよくない。
供養祭を	・永久に納骨堂を維持管理し、供養祭をしてもらいたい。 ・しのびづか公園一体を整備し、納骨堂資料展示室、監禁室を維持してもらいたい。
教育・啓発活動を継続的 恒久化されるように	・将来構想に沿つたかたちでの教育・啓発活動を継続的にやってほしい。 ・邑久光明園の存在、意味、意義が恒久化されるようにしてほしい。

(4)第4回入所者の意向:平成 22 年 10 月 29 日

キーワード	
大切な財産	・800人が働くことができる大切な財産であり、これをいかしてほしい。
マリンスポーツなどの島	・長島の暗いイメージから明るいマリンスポーツなどの島にしてほしい。
医療センターで暮らす	・今の生活水準を維持しながら医療センターで暮らす方法もあると思う。
永久に維持管理	・しのびづかを公園として永久に維持管理し、納骨堂の管理や年1回は供養していただきたい。 ・邑久光明園全体が社会復帰するようにお願いしたい。 ・今のなんでも相談窓口を続けてほしい。
リゾート的な老人ホーム	・リゾート的な老人ホームを検討してほしい。 ・合同慰靈祭をずっと続けてほしい。
医者の連絡体制	・介護、看護を今のように充実し、医者の連絡体制を入所者が少なくなるほどしっかりしてほしい。 ・ハンセン病問題の深刻な意味を実のあるものにし、これからの中社会づくり、人づくりにいかしてほしい。

(5)意向の概要

- ・医療・看護・介護の最適な状況を維持してほしい。
- ・CT 及び骨密度測定装置等を地域にオープンできないか検討する。
- ・各歴史的施設の維持管理を国で行ってほしい。
- ・福祉施設・医療福祉関連の施設を検討する。
- ・散策道路の整備を行う。
- ・偏見・差別・人権啓発の活動を行う。
- ・ハンセン病問題のための活動拠点として検討する。
- ・リハビリ棟の拡充を図ってほしい。

2 地域住民の意向

(1)平成21年瀬戸内タウンミーティング(裳掛地区):平成21年10月19日

キーワード	
小規模多機能老人ホーム	・地域の高齢者を地域で支える小規模多機能老人ホームを国県市で推進しているが、裳掛地区では瀬溝に1つあるだけである。
生活交通	・裳掛地区は、車に乗れない高齢者が今後増えていく中で、病院や整体に行くのにタクシーを使うことがある。福祉有償運送を行う団体が介護タクシーを含め市内に四つ(うち裳掛地区に二つ)あるが、ほぼボランティアみたいな料金設定しかしていない。
コミュニティバス	・和気町や玉野市のようなコミュニティバスを出してもらいたい。東備バスが通っているが2時間に1本、休日なら1日4本程度しかない。1時間に1本くらい、1回200円くらいで周回できるようなバスを走らせることで高齢者も経済的に安心して出かけられると思う。
良い病院	・市内を巡るバスである以上、良い病院があればこそバスが生きると思う。市民病院に安心してかかれようになればいい。
医療施設	・愛生園や光明園の医療施設を使うことはできないだろうか。長島に介護施設と総合病院がまとめてできれば利用しやすい。
総合病院	
集落維持	・愛生園、光明園に勤める人が尾張から通っている現状がある。学校や病院が無いと社会的機能を維持できなくなり、地域に若い人がいなくなってしまう。

(2)平成22年瀬戸内タウンミーティング(裳掛地区):平成22年10月22日

キーワード	
スポーツ公園	・備前市久々井のようなスポーツ公園はできないか。
グランドゴルフ	・グランドゴルフができる場所にする。
総合病院	・総合病院はできないか。
学校の誘致	・岡山大学のような医学部のある学校の誘致をする。
しあわせ村等の施設	・神戸のしあわせ村のような施設はどうか。
介護関係の施設	・老人ホームとか介護関係の施設はどうか。
国民年金で入所	・国民年金で入所できるような施設ができればよい。
国の事業で利用	・長島愛生園、邑久光明園に入所している人がいなくなったら、国の事業で利用することを考えてももらいたい、国の施設を誘致するのがよい。
国の施設を誘致	

(3)住民アンケート (平成 21 年 11 月・12 月)

長島愛生園・邑久光明園のある長島の将来のあり方について、地域住民の方の意識や要求を知るために「ハンセン病施設の将来を考える労組会議」が行ったアンケート集約は以下のとおりである。アンケート回収枚数は 923 枚である。

キーワード	
知っている人は半分	・ハンセン病問題基本法について知っている人は「だいたい」を含めて 46%、「タイトルだけ」、「まったく知らない」が 51%と半々である。
療養所の訪問の経験は、「花火大会」	・療養所の訪問の経験については、「花火大会」が 1 番多く 30%、次いで「施設見学」16%、「慰問」10%となっている。「その他の理由での訪問」も合わせると 85% の人が療養所を訪れていることになる。
利用したい診療科は、「内科」、「皮膚科」	・利用したい診療科については、「内科」21%、「皮膚科」17%、「外科」7%、「その他」3~5%となっており、利用したい診療科は多岐にわたっている。
外来・入院での抵抗感は半数以上がない	・外来・入院での抵抗感があるかどうかについては、「抵抗感はない」41%、「抵抗感はあるが改善したらよい」22%を合わせると 63%と半数以上は抵抗感がないと答えている。反対に「抵抗感は大きい」は 31%である。
住宅や介護サービスで利用	・住宅や介護サービスで利用したいものがあるかどうかについては、「住宅」については「不自由者棟住宅」15%、「介護棟」11%、「一般舎」10%となっている。サービスについては「給食」が 12%、「介護員の訪問」10%、「巡回バス」8%となっている。なお「利用したいものはない」は 18%であった。
施設で利用したいものは、「公園」	・施設で利用したいものがあるかどうかについては、「公園」21%、「グラウンド」15%、「会館」7%であり、「利用したいものはない」は 21%であった。
敷地内に住むのに抵抗感は、半分がない	・敷地内に住むのに抵抗感があるかどうかについては、「抵抗感はない」、「抵抗感はあるが改善したらよい」を合わせると 50%がないと感じているが、37%は「抵抗感は大きい」となっている。
療養所の将来の活用は総合病院、医療介護付施設、高齢・障害者の療養施設	・療養所の将来の活用については、「医療・介護」の面で「総合病院」16%、「医療介護付施設」12%、「高齢・障害者の療養施設」11%を占めており、「ハンセン病の歴史を学ぶ施設」5%、「スポーツ施設」4%となっている。

(4)意向の概要

- ・医療・看護・介護を中心として総合病院を検討する。
- ・施設の利用は公園、スポーツ公園、グランドゴルフ場とする。
- ・国の施設を誘致する。
- ・ハンセン病を知っている人は半分であり、普及・啓発を行う必要がある。
- ・生活交通の充実が必要である。

3 施設職員の意向

(1) 第1回施設職員の意向: 平成22年10月22日

キーワード	
医療のレベルを落とさないように 病院として存続 総合的な病院 国家公務員の身分 普及活動 予防介護対応 介護施設 交通の便が悪い 地元の啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・ここ数年の医療のレベルを落とさないように持続する体制にしていただきたい。・介護ばかりでなく、病院としての視点で存続を検討していただきたい。・総合的な病院の方向で要求したい。・職員は国家公務員の身分で今後の雇用環境を明確にしてほしい。・ハンセン病を知らない若い世代、また、知りたいのも若い世代であり、TV・広報・パンフレット、学校での普及をしていただきたい。・瀬戸内市第4期介護保険事業計画の人数が減っており、予防介護の方向にしているので、それに対する対応をお願いしたい。・介護施設をつくり、ハンセン関連50名と一般150名合わせて200名の入所者を150名の職員でみる仕組みがよい。また総合病院であれば看護師もいる。・裳掛診療所は週2~3回行っている程度で交通の便が悪い。・地元の啓発活動は瀬戸内市が中心でおこない、特に高齢者用におこなっていただきたい。・歴史館での啓発を行うのに人手がない。・神戸しあわせの村のような運営が可能かどうか検討していただきたい。・保険医療機関となるのか、国家公務員が民間とかかわれるのか、国有地の利用で可能なのかなどを検討してほしい。
医療福祉を充実 人権の島と医療・人権教育・福祉 総合特区 地域住民の要望や希望を反映 交流、トレーニング、農園を整備	<ul style="list-style-type: none">・地元は不便で医療サービスも低い、高齢者も多いので、医療福祉を充実させ、地域での雇用や地域での恩恵をはかるようにしてもらいたい。・入所者には、長島を人権の島として医療・人権教育・福祉の特徴を出してもらいたいという要望がある。・総合特区の考え方で検討を瀬戸内市でやっていただきたい。・基本構想は夢で、ハードルを考えると何もできない。基本は地域住民の要望や希望を反映すべきである。・市の介護保険事業計画の調整が必要があるので、長島を含めたしっかりした位置づけで介護計画を策定してほしい。・老化予防、介護予防は必ず必要となり、交流、トレーニング、農園などを整備すべきである。

※施設職員とは、施設職員団体(全日本国立医療労働組合)の職員

(2) 意向の概要

- ・国家公務員としての身分保障をしてほしい。
- ・地元の啓発活動を瀬戸内市が中心で行う。
- ・人権の島として医療・人権教育・福祉を充実してほしい。
- ・老化予防、介護予防のための交流・トレーニング・農園の整備を検討する。

4 その他の各種意向

(1)岡山県のハンセン病に関する県民意識調査:平成 20 年 3 月

キーワード	
知っている人は 97%	<ul style="list-style-type: none">・ハンセン病の病名を知っている人は 97%で、15 歳以上の県民のほとんどが病名を知っている。・ハンセン病がどのような病気であるか「知っている」人は 44%で年齢が高くなるにつれて「知っている」人の割合が高くなっている。・ハンセン病療養所が岡山県にあることを「知っている」人は 87%で、年齢が低下するにつれて「知らない」人が多くなる傾向となっている。特に 20 歳代以下では「知らない」人が 36~39%となっている。
「テレビ番組の制作・放送」63%	<ul style="list-style-type: none">・ハンセン病への偏見や差別解消のため岡山県の取り組みとして望まれる事業は、「テレビ番組の制作・放送」(63%)、「学校での知識普及の推進」(57%)が特に多く、次いで、「県や市町村の広報誌での記事の掲載」が 28%、「新聞・雑誌での広告記事の掲載」が 27%、「パンフレットなどの配布」が 23%、「講演会などの開催」が 20%となっており、多様な施策の展開が望まれている。
年齢が若い人ほど思っている人が多い 「今の療養所の生活について」が 51%	<ul style="list-style-type: none">・ハンセン病についての知識・情報への意欲をみると「もっとよく知りたい」、「機会があれば知りたい」人が 65%と半数以上を占めており、年齢が若い人ほど多い。・知りたい内容については「今の療養所の生活について」が 51%と最も多く、次いで「ハンセン病という病気について」が 48%、「国や県の施策について」が 46%となっている。・ハンセン病に関する正しい知識や情報の普及状況がどのようにになっているかについては、「普及していると思う」、「少しは普及していると思う」が 43%、「あまり普及していないと思う」、「まったく普及していないと思う」が 46%とほぼ同数となっている。

(2)ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山①:平成 21 年 2 月 8 日

キーワード	
周産期病床や救急病床	<ul style="list-style-type: none">・一般病床については、厚生労働省が算定基準を決めて医療圏域ごとに基準病床数を算定しているが、算定基準はだんだん厳しくなっている。・ハンセン病療養所の病床は、医療法施行規則 30 条の 33 で算定外となっている。・岡山県ではすべての医療圏域で基準病床を上回っており、一般病棟をつくることはできない。・国が新たに一般病棟を増やす場合、国の権限でできるが、国から県知事に意見照会をしている。また、県知事は、医療審議会を開催してその結果を国に回答し、国は回答を尊重して判断している。・特例病床については、周産期病床や救急病床について 10 床程度なら国の許可があれば増加できるかもしれない。・療養所を一般開放する場合、基準病床数による制限がかかるのかどうかについて

	<p>は、一般開放しても既存の病床数に算定しないのであれば、基準病床数による制限はかかるない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般開放を行わせれば、基準病床数による制限はかかるない ・国が療養所を一般開放する場合の県の医療審議会の意見が尊重されるためには、地元医師会や医療審議会との調整が必要になる。 ・特例病床とする場合、一部をリハビリや緩和ケアの特例病床とする選択肢はありうるが、厚生労働省が容易に許可しない。 ・他の病院の分院を併設する構想について、基準病床数の制限があるので一般病床は難しいが、特例病床なら可能性がある。 ・療養所の病床を地域に開放する構想について、医療法令の解釈、その他の法的問題や手続きについて厚生労働省と協議・交渉する必要がある。さらに、民間病院は一般病床をつくれない状況を踏まえ、県の医療審議会や地元との調整が必要となる。 ・老人保健施設は基準病床数の関係でつくれない。 ・各市町村で計画を作成し、県が調整して第4期計画を策定中（2009年4月）であり、第4期計画に入っていない大きな特別養護老人ホームをつくることは困難である。
地元医師会や医療審議会との調整	
特例病床なら可能性	
小さな特別養護老人ホーム	
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな特別養護老人ホームについては、外部市町村出身者が利用すると瀬戸内市内の介護保険料が上がる可能性がある。また、地域密着型サービスについても市町村単位で介護保険料を算定しているので、瀬戸内市内の介護保険料が上がる可能性がある。
介護保険サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの併存については、瀬戸内市と十分に協議してコンセンサスを得ることが必要である。 ・児童福祉サービスとの併存については、国の施設を社会福祉法人が借用して児童養護施設をつくることはまったく考えられないわけではないが、新たにつくる場合に地元の学校へ通うので地元の理解が必要である。 ・国立児童自立支援施設は処遇の難しい子どもを世話をしている。 ・児童指導員などの資格取得が必要である。 ・障害者入所施設について、入所のニーズはある。 ・無らい県運動などについての県の責任問題については、政治的判断であり、また民間業者とのバランスを考える必要がある。 ・精神障害について医療施設が利用できるような施設が併設されれば理想的である。 ・医師会との協議が必要である。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山②平成21年6月26日

キーワード	
よかつたといわれる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を聞いて後によかつたといわれる施設を残したい。 ・地域との共生に向けて地元の人たちに理解してもらうために、来て見て知ってもら

	<p>いたい、融合して自然と生まれてくると望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長島愛生園には歴史的建物が多く、歴史館は年に1万人訪れている。 ・身分保障がある若い学芸員が必要である。 ・裳掛地区との協議を実施してほしい。 ・診療を受けられればというニーズがあるので、ニーズ調査をお願いしたい。 ・土地利用は基本法で可能になっているが、瀬戸内市内のへき地という立地条件が問題ではないのか。
公共交通機関の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の整備をお願いしたい。 ・多磨全生園の保育所構想は参考になる。
火葬場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市から火葬場をつくるとしてほしいという要望もあった。 ・県も大きな計画の中で検討してみるという姿勢でいてほしい。 ・全体として人が集まる場になれば、医療も福祉も充実できる。 ・国立公園案もあったが、指定されていない。 ・ハワイでは歴史公園になっている。 ・交通機関を改善してほしい。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山③平成21年7月21日

キーワード	
現場に近いところに広く聞くべきである	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの出し方や実態調査の対象について、現場に近いところに広く聞くべきであるとともに、サービス提供側や地域医師会も含めて検討すべきである。 ・特別養護老人ホームについて、公共事業の計画の前倒しで園に併設できる可能性が出てきたが、国策(住宅中心)とニーズ(施設入所希望)のミスマッチがある。
格差トラブル(入所者と外部者)に注意	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想について入所者からは、医療を低下させない、格差トラブル(入所者と外部者)に注意が必要、今のシステム(園が保険診療報酬を得られない)では難しい。少しずつ開放していくという方法もある。食費の格差をどうするのか。二つの療養所があるので、どちらかに固めてつくるという方法もあるなどの意見が出ている。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山④平成21年8月25日

キーワード	
保険診療施設を	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療施設を整備する。 ・保険診療について、一般の人への開放は知っているが、周知されていない部分が多い。
交通の便の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便の問題もあるので、どの程度の規模で何をするかによる。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑤平成21年10月1日

キーワード	
特別養護老人ホーム 教師の積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史館学芸員の定員化に向けた運動の実施が必要である。 ・社会福祉法人と特別養護老人ホームについての勉強会を実施する。 ・小中学生の訪問はチャンスがあるかどうかであり、教師の積極性によって異なるの

地域の人にわかつても らえる会 「人権の島」構想	で、県も積極的に対応してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市民の知識がまだ少ない。地域の人にわかつてもらえる会を行わなければならない。 ・地域の利用が可能な施設の誘致を考えている。 ・建造物について、歴史的建造物と解体予定建物を県・市に見てもらう。 ・厚生労働省との交渉は統一交渉団で行うが、こちらからも声を上げる。 ・長島自治会が「人権の島」構想などをつくって要請すればより効果的である。
------------------------------------	--

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑥平成 21 年 11 月 10 日

キーワード	
特別養護老人ホーム	・特別養護老人ホームは平成 24 年～26 年の間で設置を検討しているが、借地料の無料化が課題になるとを考えている。
歴史的建造物の保存・運営	・人権の島構想を考える場合、歴史的建造物の保存や歴史館の運営など県や市の協力を求めていくことになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市民病院の耐用年数は経過しているが、建替え構想はまだである。
啓発活動	・市民はハンセン病問題基本法を知らないので、啓発活動として組合で作成したチラシを市の広報に入れてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市は年何回か啓発についてシンポジウムを実施している。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑦平成 21 年 12 月 15 日

キーワード	
職員の待遇制度変更	・多磨全生園で保育所設置を検討したところ借地料問題が判明、無償貸与を認めるように要求した。 <ul style="list-style-type: none"> ・併設施設と園の医療スタッフとの関係について、厚生労働省は国家公務員は働かせないという考え方であるが、診療は可能である。 ・職員の待遇について、現状の制度や制約の下では困難であり、入所者・住民・県民の要求により将来構想と併せて制度変更も必要である。 ・病院統廃合の際に特別措置を行った例もある。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑧平成 22 年 1 月 12 日

キーワード	
桜並木の公園化	・光明園では、桜並木の公園化、平成 24 年度以降に特別養護老人ホームを設置、地域医療機器を開放(オープン診療)するなどを検討している。
特別養護老人ホーム	
地域医療機器を開放	
人権の島	・愛生園では、療養施設として残しながら歴史的建造物と歴史館を中心に入権の島として残すことも出てきている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「医療」「高齢者」「人権」をキーワードに積極的に活動する。
福祉施設	・地域開放、リハビリ一般外来、災害時の緊急対応、認知症専門医療機関などの医療、老人保健施設、ショートステイ併用・グループホーム併用、ケアハウス、DV被

ボランティアガイドの養成	害者のシェルターなどの福祉の問題。 ・学校・職場・地域への啓発や歴史館の整備、ボランティアガイドの養成が必要である。
ボランティア団体事務所の設置	・医療介護従事者の研修所の設置や交流の場としてボランティア団体事務所の設置が必要。また、体験型・滞在型としての学習活用やハンセン病施設入所者の保養地としての整備が必要である。
納骨堂その他の施設管理	・納骨堂その他の施設管理の取り扱いについて、運動の中に入れるべきである。一次的には国の責任である。 ・園の医療部門を充実していく方向と外部から医療機能を持ち込む方向がある ・市のPTの医療ニーズは参考になる ・園内でのリハビリは込み合っている。認知症病棟もいっぱい通っている人の調整も心配である。
医療施設の地域開放・認知症機能強化	・医療施設の地域開放・認知症機能強化などは検討してみたい。 ・医療で何を持ってくるかというところから始めたい。 ・人権の島構想は一つの方法かもしれない。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑨平成 22 年 2 月 17 日

キーワード	
集約化の方向	・愛生園は 1-3 センター整備を急ぎ、集約化の方向に努めている。
展示資料館の整備	・光明園は桜並木の公園化、展示資料館の整備を進めている。
定員化問題	・定員化問題については、補充して定員化していく。
特別養護老人ホーム	・県は特別養護老人ホームについて瀬戸内市と協議を始める予定で、広域型・地域密着型の2種類がある。一方で設置運営主体や雇用の場の確保、単価などの問題がある。
プロジェクトチームで進めて	・瀬戸内市は、自治会の話を聞きながらプロジェクトチームで進めていきたい。全ての関係課長がメンバーとなり、両園の思いのこもった将来構想が実現できるようにする。 ・全医労実施のアンケートについて、入所者は医療・看護・介護の充実を求めている。職員は公務員の立場なら働くという人が多い。住民は約50%が基本法を知つており、医療・介護の要望も多く、関心がある。 ・医療・介護を一番に考えるべきであり医療機関としての存続を最重点課題にする。
会員に情報公開	・愛生園では会員に情報公開して意見聴取してすすめる会に臨みたい。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑩平成 22 年 4 月 5 日

キーワード	
医療の充実	・長島愛生園は医療の充実と歴史回廊の整備を行う。
歴史回廊の整備	・医療・介護は必要不可欠であり、維持していくかないと将来困る。

休日の草刈で遊歩道を	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史館は将来のためにも残していかないといけない。 ・要介護認定者 2,054 名とほぼ同数の要支援者がいる。 ・団塊の世代が高齢化により増加するので対応施設を検討する。 ・アンケートが新聞で報道されたが、基本法の認知度約 50%について「関心がない」と書かれた、基本法ができても国は非協力的であるが、地元として真の理解者として支援を行う。 ・今が一番重要であり、今の医療・看護・介護の充実を求める。 ・光明園では事務部長を中心に休日の草刈で遊歩道をつくっている。 ・光明園の理学療法科に映像による運動ゲーム機の設置を予定している。
------------	--

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑪平成 22 年 5 月 19 日

キーワード	
集いの広場造成 社会交流会館	<ul style="list-style-type: none"> ・残す建造物を協議している。 ・光明園は集いの広場造成に着手し、資料展示室をオープンさせた。社会交流会館も企画中である。 ・特別養護老人ホームの実績は、県南東部圏域の平成 21 年～23 年度計画で、広域型は 330 床の計画、地域密着型は 261 床の計画である。 ・特別養護老人ホーム設置に向けて計画へ盛り込むこと、設置者と管理者を決めるここと、土地所有などが必要である。 ・介護保険事業計画分析により介護予防を徹底するから要介護 2 以上の認定患者の増加は半減するとしているが、実現は難しい。
・介護予防訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訓練を徹底し、10 回以上訓練を行うと ADL はよくなる。 ・施設はほしいが、市の住民の介護保険料が上がる問題がある。 ・特区で保険料の負担をかえることについては、規制緩和を求める特区が多いので介護保険料を安くするのは難しいが、国はアイディアのレベルで募集しているのであたってみる価値はある。 ・光明園と愛生園で事情が違う。愛生園は人権学習の場で歴史回廊を整備する。瀬戸内市は青少年の研修の場を求める意見であり、岡山県は医療看護の整備という意見である。 ・歴史回廊で残そうという趣旨は理解できるが、県は手が出せない。県知事から残していくほしいという要請はしている。
障害のある人の作業所 修学旅行ルート 地区を明るくする会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の作業所についてはニーズがあるかどうかである。 ・観光立県として修学旅行ルートとしても検討課題にする。 ・裳掛地区を明るくする会で地域おこしも踏まえて両園に話を聞きたい。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑫平成 22 年 6 月 30 日

キーワード	
長島問題は瀬戸内市全体の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・長島問題は瀬戸内市全体の問題であり、全国的にも重要な問題と考えている。市が積極的に関わることによって一歩でも先に進むなら協力したい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・光明園は将来構想委員会でハワイのモロカイ島の説明を受けた。 ・愛生園は青森の療養所を見学した。介護方法の特徴として、なるべくみんなで過ごす方向で介護していた。 ・人権啓発として地元小学生が歴史館を見学している。 ・ハンセン病問題対策協議会は謝罪名誉回復・社会復帰社会内生活支援・在園保障・真相究明・将来構想のテーマで年一回協議している。 ・ハワイのような法律をつくるなどの法的根拠が必要である。
--	--

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山⑬平成 22 年 9 月 29 日

キーワード	
3 年までの短期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・長期は 10 年以内となっているが、10 年以降も書いてほしい。 ・昨年実施したアンケートに耳を傾けるような内容もあったので参考にしてもらいたい。また、県が実施している 5 年ごとの県民調査も参考にしてほしい。 ・短期・中期・長期と構想計画を分けたらそれぞれのビジョンが示されていなければならない。現実には中期と長期が曖昧になりがちであり、場合によって短期は具体的に示して中期と長期をまとめることにより重複を避けられるのでよい。 ・3 年までの短期計画とその後の計画というかたちでもよい。 ・データを初めに見ると既成概念にとらわれがちになるので、直接アンケートを実施してほしい。
人権の島「長島」	<ul style="list-style-type: none"> ・愛生園は国立療養所第 1 号の施設で隔離施設のスタートということで、これを生かして人権学習の場の「歴史館」をつくり、人権の島「長島」と位置づけるのがよい。しかし、入所者の声を改めて聞くと平均年齢も高く、将来といつてもピンときていなない。直近の療養所の医療や看護を中心に考えてほしいので、短期で 3 年、中期で 5 ~7 年、長期で概ね 10 年という捉え方はいかがなものか。 ・瀬戸内市全体の中での位置づけの方が市民に理解を得やすい。 ・介護保険事業計画で瀬戸内市内全体の課題を踏まえながら検討してほしい。 ・構想は自治会とまとめたものを提出することで厚生労働省が見てくれる。最後に独りにならないような、寂しくならないような療養所にしてほしい。そのためには医療機関があることも大切である。
老健施設も併設	<ul style="list-style-type: none"> ・老健施設も併設して地域の方にも利用してもらう。それにより施設ごとの社会復帰をするのがよい。地域の方も利用できるような方向付けをしないといけない。
施設ごとの社会復帰	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者がいなくなったら閉鎖というのではいけない。
調査の中から何が必要なのかということをキーワードに導き出して、そこから組み立てる	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の皆さんのが想いを第一にするならば、調査の中から何が必要なのかということをキーワードに導き出して、そこから組み立て、目的にした方が受け入れやすいものになる。
過去の資料を参考に	<ul style="list-style-type: none"> ・この会を 2 年ぐらい実施しているが、その中で介護保険であれば県の計画に載せなければならなかったり、園の土地は国有地なので利用の場合の借地料の問題や手続きなどの問題もあったりするので過去の資料を参考にしてほしい。

(3) 弁護団の意向

キーワード	
長島国立歴史公園の創設	・貴重な文化的・歴史的・教育的・景観的資源を保護するため長島国立歴史公園を創設する。
オープン診療	・オープン診療など地域への開放、共生が図られる必要がある。
人権啓発活動の島	・隔離の象徴である島を各学校、地域などへの人権啓発活動の島として展開及び充実を検討する。
ハンセン病政策の歴史	・未来の世代にハンセン病政策の歴史を学習する場として整備し、管理・運営を行う。
入所者の生活様式	・現在の入所者の生活様式、プライバシーを保護し、園の生活がより豊かになるため質の向上を図る。
プライバシー保護	・貴重な歴史的建造物の保護に携わる者の技術訓練を行い、永代管理を行う。
保護に携わる者の技術訓練	
ボランティアの宿泊所	・交流の場としてイベント、交流会などの開催ができるボランティア団体事務所の設置、宿泊所を整備する。
ハンセン病問題を学ぶ機会提供	・各学校(小・中・高校)を始め、地域の中で正しい知識を広め、誤った歴史を繰り返さないようハンセン病問題を学ぶ機会を提供する。
ガイド増員	・歴史観や歴史的建造物のガイド員を増員する。

(4) 意向の概要

- ・「人権の島」として構想する。
- ・桜並木の公園化により景観を形成する。
- ・地域に医療機器を開放(オープン診療)する。
- ・リハビリ一般外来、認知症専門医療機関、老人保健施設、ショートステイ併用・グループホーム併用、ケアハウス、DV 被害者のシェルター等、広い視点から検討する。
- ・医療の充実と歴史回廊の整備を行う。
- ・展示資料館の整備を検討する。
- ・集いの広場造成と社会交流会館の利用により、いろんな交流を行う。
- ・公共交通機関の整備を行い、利用しやすい交通システムにする。
- ・長島国立歴史公園の創設に向けて検討する。
- ・ハンセン病患者の人生を翻弄された証を実感できるように整備する。
- ・ボランティア団体事務所の設置と宿泊所を整備する。
- ・ハンセン病問題を学ぶ機会提供を行う。
- ・ガイド員を増員する。

5. 意向のまとめ

(1) 邑久光明園将来構想への意向

- ・入所者の最後の一人まで、質の高い医療・看護・介護が提供される生活の場であること。
- ・ハンセン病に対する偏見・差別の解消やハンセン病問題について、宿泊して学習できる場であるとともに、広い意味での人権を学べる場であること。
- ・医療機器等の共同利用を行うなど地域に開かれた場であること。
- ・国際医療協力の伝統を引き継ぎ、ハンセン病対策のための人材を育てることができ、臨床研究・看護研究等を続けることができる場であること。
- ・ハンセン病の診断治療に関する国際医療制度の認証施設であること。
- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護施設、リハビリテーション施設、グループホーム等地域のニーズにあった施設を併設するなど、地域にとけ込んだ場であること。
- ・職員の雇用の場を確保すること。
- ・医師・看護師・介護員をはじめ、職員の待遇を改善すること。

(2) 長島全体将来構想への意向

- ・入所者の生活がより豊かになるため質の向上を図り、インターネット回線の高度化などにより、園の孤立化を防ぐこと。
- ・移動手段の確保、利用しやすい交通システムの整備を行うこと。
- ・納骨堂の永代管理体制の確立を行うこと。
- ・国内外に認められるべき貴重な文化的・歴史的・教育的・景観的資源の保護体制を確立すること。
- ・人権学習の場として整備し、人権学習の推進を図るために長島全体での受け入れ体制を確立すること。
- ・入所者の生活した証めぐりが可能な各史跡等の整備及び散策路を整備すること。
- ・歴史的建造物の保存及び管理を行うこと。
- ・ハンセン病政策の歴史を語る人権の島として位置づけ、人権の島としての活動を行うこと。
- ・長島の特性を活かした景観形成と景観啓発活動の推進及び景観維持のための活動ができる体制づくりを確立すること。

3章. 課題の整理

邑久光明園の施設及び入所者の状況、各関係者の意向を整理すると、課題は以下のとおりである。

(1) 邑久光明園の課題

- ①入所者にとって、十分な医療が行われるとともに、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができる良好な生活環境を確保することが課題である。
 - ・入所者への適切な医療・看護・介護水準の維持・確保
 - ・地域の医療施設等としての活用など、地域住民等の利用に資する取り組み
- ②ハンセン病の患者であった者等の受けた被害の回復、差別その他権利利益の侵害の禁止等を前提に、人権教育学習の場として、また国際・地域間交流の場として開放することが課題である。
 - ・資料の保存と市民等への啓発充実など、ハンセン病への理解向上に向けた取り組みの推進
 - ・行事や入所者活動等を通した地域との交流の充実
- ③ハンセン病療養所の資源等を地方公共団体または地域住民等のニーズに合った利用に供するとともに、目的を終えた既存施設の活用を図ることが課題である。
 - ・園の機能を活かした地域の医療・福祉の向上等にも資する活用方向の検討
 - ・豊かな自然資源の活用の視点や地域振興の視点も含めた有効活用の検討

(2) 長島全体の課題

- ①入所者の生活がより豊かになるため質の向上を図り、また園の孤立化を防ぐ対策を行うことが課題である。
- ②移動手段の確保、利用しやすい交通システムの整備をすることが課題である。
- ③納骨堂の恒久的維持管理体制を確立することが課題である。
- ④国内外に認められるべき貴重な文化的・歴史的・教育的・景観的資源の保護体制を確立することが課題である。
- ⑤利用者のニーズに対応する人権学習メニューを提供することが課題である。
- ⑥入所者の生活した証の施設を充実整備し、施設を結ぶ散策路の整備が必要である。
- ⑦ハンセン病政策の歴史を語る人権の島として位置付け、人権の島としての活動を行うことが課題である。
- ⑧長島の特性を活かした景観形成を行い、景観維持のための活動ができる体制づくりが必要である。

4章. 邑久光明園の将来構想

1. 将来ビジョン

1-1. 理念

私たちは人間の尊厳を重んじ共に生きるすべての人々が健康かつ安全で楽しい生活をすごせるように力を尽くします。

1-2. 基本方針

1. 親切ていねいで質の良い医療を実践する。
2. 安心・安全な施設づくりに努力する。
3. 啓発・地域交流・国際交流を積極的に行う。
4. みんなが楽しくなる施設をめざす。
5. 夢を語りあい実現に向けて共に努力する。

1-3. 基本目標

入所者の生活習慣病等の合併症や高齢による視力や四肢の障害などの不安の中、療養所として規模と一定レベルを有した施設として雇用の場を確保し維持、継続を図る。➡ 医療機関の充実維持

今後とも邑久光明園入所者に適切な医療・看護・介護サービスを提供できる体制を維持・確保し、入所者が生涯にわたり安心して豊かに暮らし続けることができる環境(リハビリの充実等)を維持・向上する。

療養所を地域に開かれた施設とし、またハンセン病問題の啓発活動を図る。➡ 人権教育の場として整備

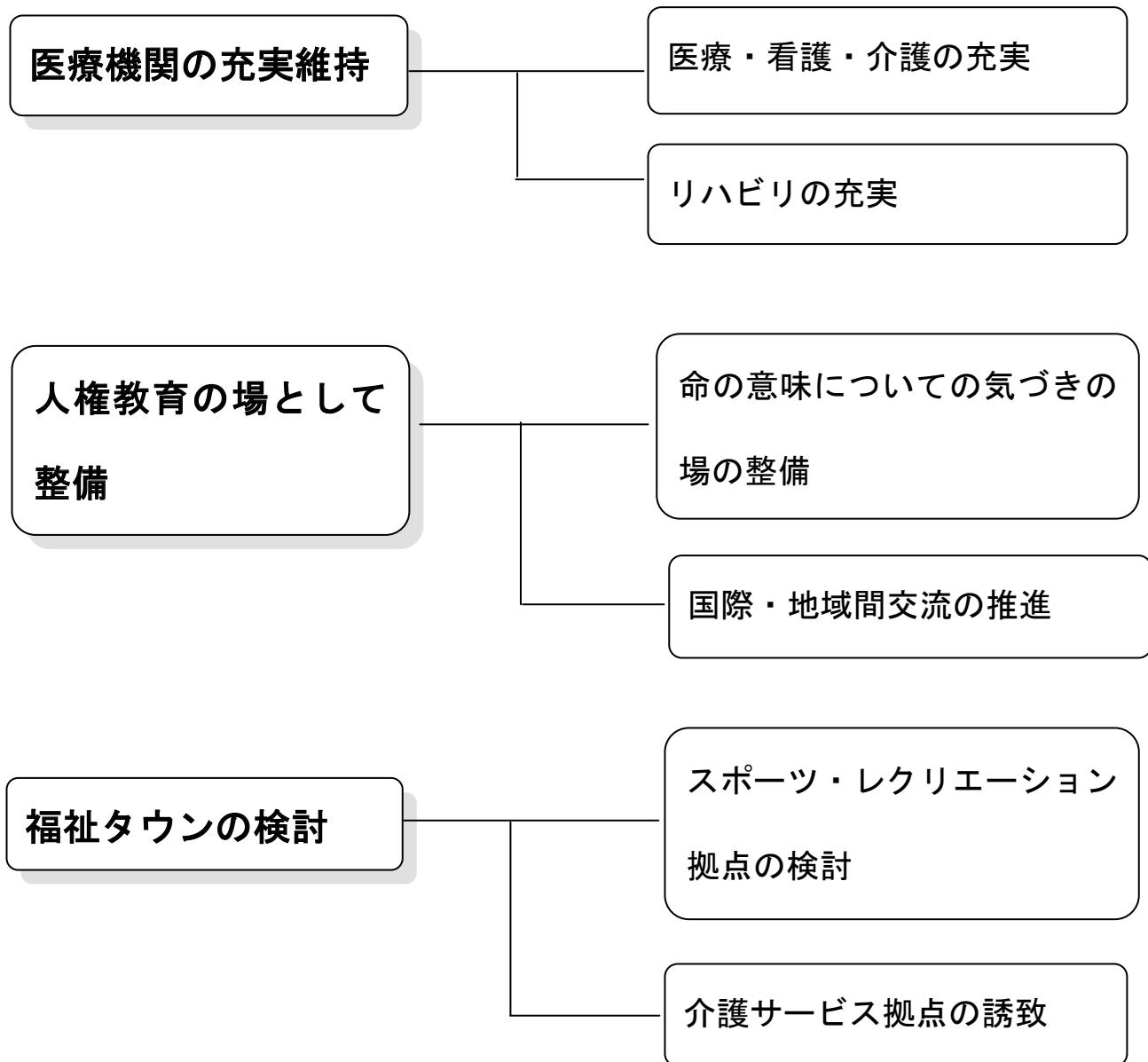
医療施設をはじめとした邑久光明園施設及び機能の地域開放を推進することにより、地域住民等の医療・福祉環境等の向上を図る。また、地域住民・ボランティア・学生等との交流場所の充実、ハンセン病問題の啓発活動を行ない、宿泊施設を備えた人権教育の場として整備を図る。

入所者と地域の関わりを大切にし、入所者も地域も療養所を拠点とした持続的発展を展開する。➡ 福祉タウンの検討

邑久光明園の有する医療・看護・介護機能、また、優れた瀬戸内環境・景観等の資源を活かしつつ、地域や市民のニーズに対応した福祉タウンの検討を行う。

2. 基本計画

邑久光明園の理念、基本方針、邑久光明園の概要及び入所者・地域住民・ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会岡山・弁護団・施設職員の意向を踏まえた基本計画は、以下のとおりとする。



2-1. 医療機関の充実維持

今後とも邑久光明園入所者に対し、十分な医療を行うとともに、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができる良好な生活環境を確保する。

(1) 医療・看護・介護の充実

●医療・看護・介護サービス水準の維持

- ・今後とも入所者への適切な医療・看護・介護サービスを提供する。
- ・必要職員、機材等の確保に努め、サービス提供体制を維持する。

●医療施設の地域開放

- ・入所者と地域住民等との利用調整を図りつつ、外来診療の利用を促進する。
- ・園機能を活かし、地域振興等にも資する新たな施設誘致を検討する。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
医療・看護・介護サービス水準の維持 ・適切な医療・看護・介護サービスを提供 ・必要職員、機材等の確保		→	●	●				
医療施設の地域開放 ・外来診療の利用促進 ・新たな施設誘致の検討		→	●	●				

(2) リハビリの充実

●リハビリ用施設の拡充

- ・リハビリ用施設、リハビリ機材の充実を図る。
- ・入所者の一人ひとりが、安心して医療・看護・介護を受けるとともに、機能回復のリハビリ用施設の整備及びリハビリ対応の人的体制を確立する。

●機能回復の地域拠点施設として充実

- ・療養所のリハビリ機能を高めて、地域に開かれた医療に貢献する。
- ・リハビリ入院制度の実現を検討する。
- ・医療機能・リハビリテーション機能と連携・協力体制を構築する。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関連団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
リハビリ用施設の拡充 ・リハビリ機材の充実 ・リハビリ対応の人的体制の確立	→		●	●				
機能回復の地域拠点施設として充実 ・リハビリ機能の充実 ・リハビリ入院制度の実現の検討 ・農園の設置		→	●	●		●		

2-2. 人権教育の場として整備

ハンセン病の患者であった者等の受けた被害の回復、差別その他権利利益の侵害の禁止等を前提に、命の意味についての気づきの場として、また国際・地域間交流の場として開放する。

(1) 命の意味についての気づきの場の整備

● 入所者の生きがい環境づくり

- ・入所者の生きがいづくりや交流促進を図る。
- ・園での入院・治療とともに、生きがい創出ができる体制の確保を図る。

● 人権教育・研修の場としての既存施設・機能の活用

- ・児童・生徒・市民の人権教育の場としての施設整備を行う。
- ・学校教育や社会教育などを通して、ハンセン病問題を含め広く人権問題について学ぶことができる研修・教育の場として活用する。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
入所者の生きがい環境づくり ・生きがいを検討 ・生きがい創出の体制確保		→	●	●		●	●	●
人権教育・研修の場 ・人権教育の場としての施設整備 ・研修・教育の推進		→	●	●	●	●	●	●

(2)国際・地域間交流の推進

●ハンセン病問題に関する正しい知識等の普及・啓発活動の充実

- ・広報紙等を用いた園の新情報やハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発に取り組む。
- ・園ガイド講座を開催し、園サポーターを募り、園サポーターを通じた情報の発信や入所者と地域住民との相互理解の向上、交流の充実を図る。

●国際的交流の振興

- ・ハンセン病の歴史を国際社会に発信する。
- ・ハンセン病医療の国際的なネットワーク拠点とする。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
正しい知識等の普及・啓発 ・普及・啓発に取り組む ・園サポーターの確立		→	●	●	●	●	●	●
国際的交流の振興 ・外国の療養所と連携 ・国際的ネットワークの推進		→	●	●	●	●		

2-3. 福祉タウンの検討

ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民等のニーズに合った利用に供する。また、目的を終えた既存施設の活用を図る。

(1) スポーツ・レクリエーション拠点の検討

●生涯にわたるスポーツ・レクリエーション拠点の検討

- ・幅広い年齢層が、気軽に多くのスポーツ・レクリエーションを経験できる拠点の整備を検討する。
- ・広範な利用に資する運動公園の整備を検討する。

●親しみやすい環境づくり

- ・スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニティづくりを行う。
- ・スポーツ・レクリエーションボランティア活動を展開する。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
スポーツ・レクリエーション拠点の検討 ・スポーツ・レクリエーションを経験できる拠点整備の検討 ・運動公園整備の検討		→	●	●		●	●	
親しみやすい環境づくり ・スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニティづくり ・スポーツ・レクリエーションボランティア活動の展開		→	●		●	●		

(2)介護サービス拠点の誘致

●各種の介護サービス施設の誘致

- ・特別養護施設等新たな施設を誘致する。
- ・介護・予防サービスを提供する。

●地域密着型サービスの提供

- ・地域のニーズに適合したサービスの提供を検討する。
- ・療養所の有する機能や優れた環境・景観を活かした長期滞在型の健康保養施設を誘致する。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療 養 所	県	市	入 所 者	市民等
各種の介護サービス施設の誘致 ・特別養護施設等の誘致 ・介護・予防サービスの提供		→	●	●	●	●		●
地域密着型サービスの提供 ・地域のニーズに適合したサービスの提供の検討 ・長期滞在型の健康保養施設の誘致		→	●	●	●	●		

5章. 長島全体の将来構想

長島全体の将来構想は、以下のとおりである。

●生活の質が向上する対策

- ・入所者の生活がより豊かになるため、質の向上を図る。
- ・インターネット回線の高度化(光ファイバー網等)整備により、園の孤立化を防ぐ対策を行う。

●公共交通の充実

- ・移動手段の確保を検討する。
- ・利用しやすい交通システム(園内乗入れバスの回数を増やすなど)の整備をする。

●納骨堂の恒久的維持管理

- ・納骨堂の永代管理体制を確立する。

●歴史公園の整備

- ・国内外に認められるべき貴重な文化的・歴史的・教育的・景観的資源の保護体制を確立する。
- ・歴史公園としての法整備に向けての働きかけを推進する。

●人権学習の場として整備

- ・人権学習の推進を図るため、長島全体での受け入れ体制の整備を行う。
- ・利用者のニーズに対応する人権学習メニューの内容を検討する。

●入所者の生活した証の施設の充実整備と施設を結ぶ散策路の整備

- ・証めぐりが可能な各史跡等の整備を行う。
- ・史跡をめぐる散策路を整備する。

●ハンセン病政策の歴史を語る人権の島として位置付け

- ・ハンセン病の歴史的施設等として整備する。
- ・人権の島としての活動を行う。

●瀬戸内に浮かぶ美しい島の景観形成

- ・長島の特性を活かした景観形成を行う。
- ・景観啓発活動の推進及び景観維持のための活動ができる体制づくりに努める。

具体的な施策	実施スケジュール		実施関係団体					
	短期 3年	中長期 7年	国	療養所	県	市	入所者	市民等
生活の質が向上する対策 ・生活の質の向上 ・インターネット回線の高速化	→		●	●	●	●		
公共交通の充実 ・移動手段の確保 ・利用しやすい交通システムの整備	→		●		●	●		
納骨堂の恒久的維持管理 ・納骨堂の永代管理体制の確立	→		●					
歴史公園の整備 ・保護体制の確立 ・法整備の働きかけの推進	→		●		●	●		
人権学習の場として整備 ・受け入れ体制の整備 ・ニーズに適合したメニュー作成	→		●	●	●	●	●	●
証と散策路の整備 ・証めぐりの各史跡等の整備 ・散策路の整備	→		●	●	●	●	●	●
ハンセン病歴史施設の整備 ・歴史的施設等として検討 ・人権の島としての活動の推進	→		●	●		●		●
美しい島の景観形成 ・景観形成 ・景観維持の体制づくり	→		●		●	●		

6章. 構想実現に向けての推進体制

1. 責任ある推進体制の確立

構想実現に向けて責任ある推進体制の確立を図る。

2. 医療・看護・介護の充実と提供拡充に向けた取り組み

医療・看護・介護の充実を図るとともに、医療機能の開放に向けた市民の動機づけを図りつつ、園の施設機能を利用する住民ニーズを把握し、利用者が満足できるサービスを提供できるように取り組むことが重要である。

3. 各種情報の発信と啓発活動の取り組み

園内の具体的な状況(入所者の現状や園の機能、取り組みなど)についてはあまり知られていない状況である。施設利用の促進や交流の拡充等を図っていくためには、地域住民や瀬戸内市、岡山県など実施関係団体が連携しつつ、各種情報の提供、啓発活動に取り組むことが必要である。

また、交流の促進、施設利用による活性化につなげていくことが重要である。

4. 見直しの必要性

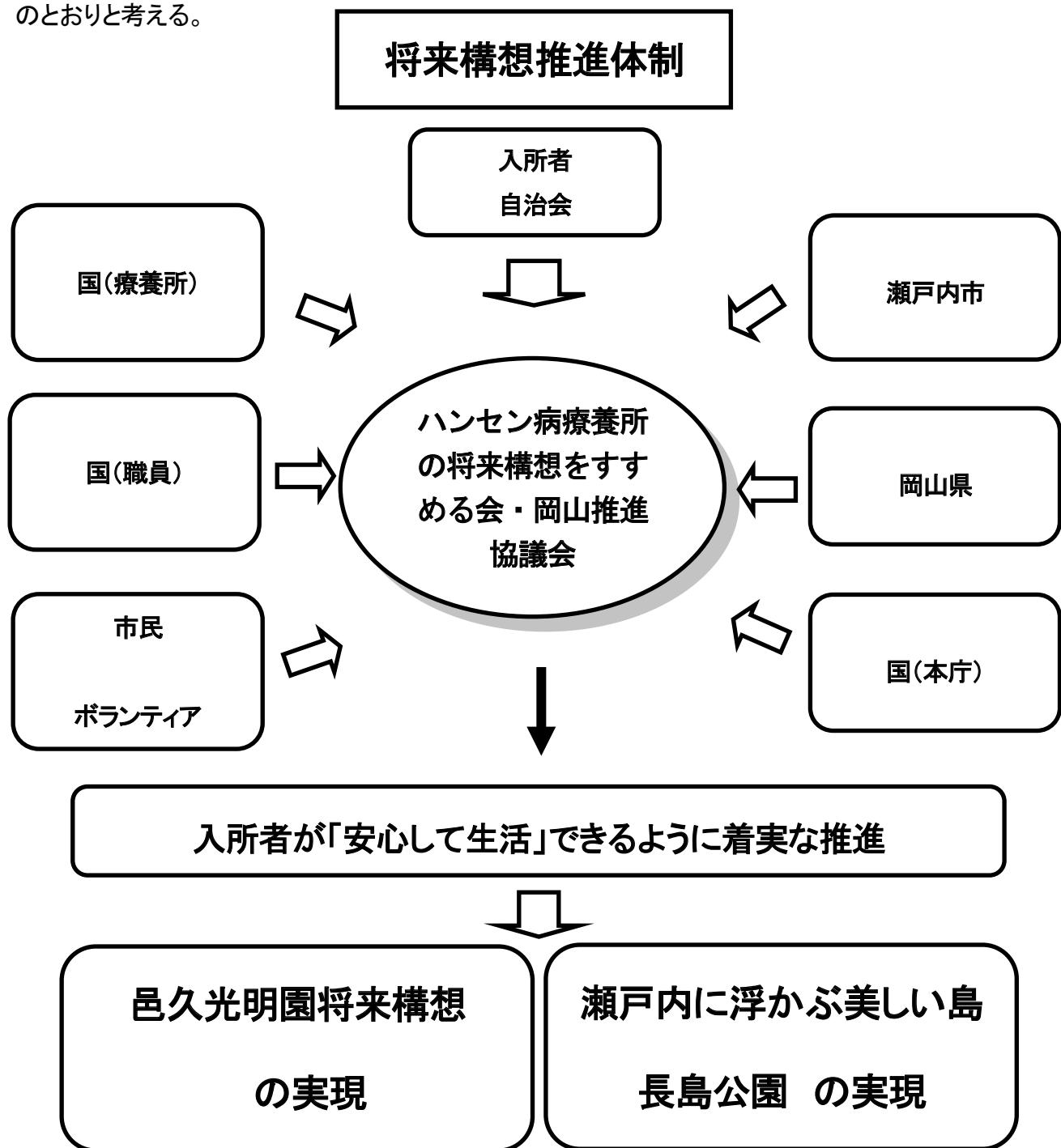
本構想は、短・中長期を期間とした将来ビジョンを描き、短期的(概ね3年)な取り組みを具体的に展開し、中長期(概ね7年)的な取り組みについても位置付けている。

社会情勢の変化や地域ニーズの変化に対応した将来構想の見直しを行う必要がある。

5. 将来構想実現の推進体制

本将来構想に位置付けられた各施策を着実に実行し、目指す邑久光明園や長島の姿の実現を図るために、関係主体が目標を共有し一体となって取り組んでいくことが大切である。

特に、活動の主役である入所者及び自治会、国(療養所)、国(職員)、瀬戸内市、岡山県、国(本省)、市民・ボランティアの構成による「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山推進協議会」を設立し積極的な取り組みが求められる。将来構想推進体制の体系は以下のとおりと考える。



ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山 規約

(名称)

第1条 本会は、ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山(以下「すすめる会」という。)と称し、事務所を瀬戸内市役所に置く。

(目的)

第2条 すすめる会は、ハンセン病療養所長島愛生園及び邑久光明園の在園者の終生在園保障と施設の社会化を可能にすべく、将来にわたる構想を立案し、21世紀の新たなまち、地域社会づくりを醸成することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 すすめる会は、次の事項を所掌とする。

- (1)長島の将来構想策定に関すること。
- (2)長島愛生園及び邑久光明園の将来構想策定に関すること。
- (3)その他目的達成のために必要なこと。

(構成)

第4条 すすめる会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第5条 すすめる会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)事務局長 1名
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名

2 前項の会長は、瀬戸内市長をもって充て、その他の役員は、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第6条 会長はすすめる会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 すすめる会の会議は、会長が必要に応じて招集し議長となる。

(関係者の出席)

第8条 すすめる会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営費)

第9条 すすめる会の運営に要する費用は、長島愛生園入所者自治会及び邑久光明園入所者自治会からの負担金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 すすめる会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 すすめる会の庶務は、瀬戸内市役所市民生活部において処理する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、すすめる会の運営に関し必要な事項は、すすめる会に諮って、会長が定めるものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第10条の規定にかかわらず、初年度の事業年度は、この規約の施行日から翌年の3月31日までとする。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山

選出区分等	氏名	備考
瀬戸内市長	武久顕也	会長
邑久光明園入所者自治会 会長	屋猛司	副会長
邑久光明園入所者自治会 副会長	山本英郎	
長島愛生園入所者自治会 会長	中尾伸治	副会長
長島愛生園入所者自治会 副会長	石田雅男	
邑久光明園 事務部長	石川武志	監事
岡山県医療労働組合連合会	川谷宗夫	
岡山県医療労働組合連合会	松村節夫	
全日本国立医療労働組合中国地方協議会	桂幸平	
全日本国立医療労働組合長島支部	河畠広宣	
全日本国立医療労働組合光明園支部	小田晃司	
岡山県医療ソーシャルワーカー協会 会長	志賀雅子	
弁護団(ハンセンボランティア ゆいの会)	近藤剛	
弁護団	平井昭夫	
弁護団	井上雅雄	
瀬戸内市議会議員(長島の未来を考える特別委員会 委員長)	小野田光	
瀬戸内市議会議員(長島の未来を考える特別委員会 副委員長)	小谷和志	
岡山県保健福祉部健康推進課	原田昌樹	
岡山県保健福祉部健康推進課	難波陽子	
瀬戸内市総合政策部 部長	高原家直	
瀬戸内市保健福祉部 部長	土井和子	
瀬戸内市保健福祉部 いきいき長寿課 課長	福谷和子	

オブザーバー

邑久光明園 園長	畠野研太郎	
長島愛生園 事務部長	吉良宜則	

事務局

瀬戸内市市民生活部 部長	古武稔	
瀬戸内市市民生活部 市民課 課長	石中純子	
瀬戸内市市民生活部 市民課	藤井大樹	